

BOI 新投資奨励政策

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●投資奨励政策と原則についての投資奨励委員会布告第2 / 2557号

国内外の経済と投資情勢が大きく変化を遂げたことにより、投資奨励委員会は投資奨励政策と原則を変更し、現状及び将来傾向に相応しいものとし、国家経済社会開発計画、国の農業セクター開発計画、工業セクター開発計画、サービスセクター開発計画に一致させ、国の競争力及び長期の持続的開発につなげることが相当と判断したことにより、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条、第一八条、第一九条に基づく権限に依拠し、以下のように投資奨励政策と原則を定める。

第一項（旧布告廃止）

以下を廃止する。

一・一、投資奨励政策と原則についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号

一・二、職能・技術・技術革新（Skill,Technology,and Innovation:STI）開発投資に対する特典付与についての仏暦二五四九年三月二〇日付けの投資奨励委員会布告第3 / 2549号

一・三、電子・電機産業の長期持続的投資プロジェクト奨励政策についての仏暦二五四九年三月二〇日付けの投資奨励委員会布告第5 / 2549号

一・四、電子・電機産業の長期持続的投資プロジェクト奨励政策についての仏暦二五四九年六月二七日付けの投資奨励委員会布告第8 / 2549号

一・五、工業セクターと教育機関間の研究・開発振興策についての仏暦二五五〇年四月九日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2550号

一・六、技能・技術・イノベーション（Skill,Technology and Innovation:STI）開発投資への特典付与の改定増補についての仏暦二五五二年五月二九日付けの投資奨励委員会布告第6 / 2552号

一・七、投資奨励を受けた各業種の種類、規模、要件、特典についての仏暦二五五二年一〇月一五日付けの投資奨励委員会布告第10 / 2552号

一・八、技能・技術・イノベーション（Skill,Technology and Innovation:STI）開発投資への追加特典付与についての仏暦二五五二年一〇月一五日付けの投資奨励委員会布告第11 / 2552号

第二項（旧布告規定）

本布告と相反矛盾する投資奨励委員会、または投資奨励委員会事務局の一連の布告があれば、本布告のほうを適用する。

第三項 投資奨励ビジョン

委員会は投資奨励のビジョンを以下のように定めた。

「競争力の向上、中所得国からの脱出、そして充足経済哲学の原則に従った持続的発展のための、国内投資及びタイの国外投資の双方における価値ある投資を奨励する」

第四項 投資奨励政策

定められたビジョンを実現するため、委員会は以下のように投資奨励政策を定める。

四・一、研究・開発振興、イノベーション、農業・工業・サービスセクターの付加価値創出、及び中小企業振興、さらには公正な競争、経済・社会格差の縮小による、国の競争力開発のため投資を奨励する。

四・二、バランスが取れ、かつ持続的な成長のため、環境にやさしい、省エネまたは代替エネルギー使用のある事業を奨励する。

四・三、地域の潜在能力と一致し、バリューチェーンを強化する投資のグループ化(Cluster)が生じるよう奨励する。

四・四、南部国境県エリアの安全保障につながるような地方経済育成のため、同エリアでの投資を奨励する。

四・五、近隣国との経済連結が生じるようにし、アセアン経済共同体のグループ化に対応するため、特に国境地帯で、特別経済開発区における工業団地内外での投資を奨励する。

四・六、タイ事業者の競争力を開発し、世界におけるタイ国の役割を増やすため、外国におけるタイの投資を奨励する。

第五項 投資奨励業種

五・一、本布告末尾の業種リストに定められた業種を投資奨励事業とする。

五・二、その業種ごとに示されたところに基づき、投資奨励を受けたプロジェクトに対し要件、特典を定める。

五・三、免除を受ける法人所得税額を定めずに〔注／免除額上限を定めずに〕、法人所得税免除を受ける、特別に重要かつ国に利益となる事業を以下のように定める。

一・三業種、経済木の植林事業（ユーカリを除く）

三・九業種、創造的な製品デザイン・開発サービス事業

四・一〇業種、航空機の機体、機体部品、エンジン、航空機部品、プロペラ、電子機器のような重要部品の生産事業

五・六業種、電子設計事業

五・七業種、ソフトウェア事業

七・一・一・一業種、ゴミまたはゴミ由来の燃料による電力生産もしくは電力と蒸気の生産事業

七・八業種、エネルギー管理サービス事業(Energy Service Company: ESCO)

七・九・二業種、テクノロジー工業団地または工業区事業

七・一〇業種、クラウド・サービス事業

七・一一業種、研究・開発事業

七・一二業種、生化学技術(Biotechnology)事業

七・一三業種、工学設計サービス事業

七・一四業種、科学検査サービス事業

七・一五業種、標準校正サービス事業

七・一九業種、職業訓練施設事業

第六項 プロジェクト承認の原則

委員会は申請されたプロジェクトの認可にあたって以下の原則を有する。

六・一、農業・工業・サービスセクターの競争力開発。

六・一・一、収入の20%以上の付加価値を有していなければならない。ただし農業及び農産品事業、エレクトロニクス及び部品事業、並びに金属切断事業は収入の10%以上の付加価値を有していなければならない。

六・一・二、最新の製法を有していなければならない。

六・一・三、新しい機械を使用しなければならない。外国からの中古機械を使用する場合は以下の原則を有していなければならない。

(一) プロジェクトで使用が許可され、法人所得税免除において投資金として数えるが、輸入関税免除を受けない中古機械は、製造年から輸入年まで5年以内でなければならず、機械の効率、環境への影響及びエネルギー使用、並びに適正価格評価面で信頼できる機関から保証書を得なければならない。

(二) プロジェクトで使用が許可され、法人所得税免除において投資金として数えるが、輸入関税免除を受けない製造年から輸入年まで5年超・10年以下の中古機械は、プレス機械のみとし、機械の効率、環境への影響及びエネルギー使用、並びに適正価格評価面で信頼できる機関から保証書を得なければならない。

(三) 水運事業、空運事業、及び金型は適正に従ってプロジェクトで10年以上の中古機械を使用することを許可する。このとき輸入関税を免除し、法人所得税免除において投資金として数える。

ここに詳細は事務局が定めた原則に従う。

六・一・四、(土地代及び回転資金を含まない) 投資金が1000万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始日から2年以内に、ISO9000またはISO14000標準、もしくは同等の国際標準に基づく品質システム保証を取得しなければならない。取得できない場合は法人所得税免除特典が1年取り消される。

六・一・五、事業権を得た事業、及び国営企業の民営化事業については、委員会は以下のように仏暦二五四一年五月二五日と仏暦二五四七年一月三〇日の閣議決定に従った審査指針を適用する。

(一) 仏暦二五四二年国営企業資本法令に基づく国営企業の投資プロジェクトは、奨励を受けない。

(二) 民間が進める、国に所有権を移管しなければならない (**Build Transfer Operate** または **Build Operate Transfer**) 事業権プロジェクトについては、事業権を受けた者の投資奨励特典を望む当該プロジェクトのオーナーである国の機関が、民間入札募集を告示する前に、投資委員会に提出し、プロジェクト審査を受けなければならない。入札段階で民間が何らかの特典を供与されることを明瞭に示さなければならない。ここに民間が事業権取得において国に報酬を支払わなければならない場合、委員会は原則として奨励しないが、そのプロジェクトで国が投資した分に相応の報酬であればその限りではない。

(三) 民間に投資及び所有させる (Build Own Operate)、並びに民間が賃借料の形で国に報酬を支払うことにより、民間に賃借または運営させる国のプロジェクトにおいては、委員会は一般原則に基づき奨励を検討する。

(四) 仏暦二五四二年国営企業資本法令に基づく国営企業の株式会社化は、業務拡大が必要であれば、追加投資の部分のみ奨励申請することができ、一般原則に基づく特典を受けることができる。

六・二、環境クオリティへの影響防止

六・二・一、環境クオリティに影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトは、十分かつ効率的な環境クオリティへの影響の防止及び軽減における指針と対策を有していなければならない。委員会は立地場所と汚染管理方法の件について特に検討する。

六・二・二、プロジェクトのいずれかの事業、または関連事業が環境影響分析報告書〔注／環境アセスメント〕を作成しなければならないプロジェクトの種類及び規模の範疇にある場合、そのプロジェクトまたは事業は環境法もしくは関連する閣議決定に従わなければならない。

六・三・三、ラヨン県に立地するプロジェクトは、仏暦二五五四年五月二日付けのラヨン県エリアにおける工業奨励政策についての投資奨励委員会事務局告示第ポー・1／2554号に従わなければならない。

六・三、プロジェクトの最低投資金と事業可能性

六・三・一、(土地代と回転資金を除く)各プロジェクトの最低投資金は100万パーツ以上なければならない。ただし本布告末尾の投資奨励業種リストで特別に規定されている場合はその限りではない。

ここに本布告末尾の投資奨励業種リストで特別に規定したところの、事業実施における主要素として知識基盤〔注／ナレッジベース〕を使用するサービス事業グループについては、年間の月給額から最低投資金を検討する。

六・三・二、新規プロジェクトについては負債・登録資本金比率が3対1以下でなければならない。拡張プロジェクトの部分についてはケースバイケースで検討する。

六・三・三、7億5000万パーツ以上の(土地代と回転資金を含まない)投資金を有するプロジェクトは、委員会が定めたところに従いプロジェクトの可能性調査報告を提出しなければならない。

第七項 外国人の株式保有の原則

委員会は投資奨励申請プロジェクトの外国人株式保有の原則について以下のように定める。

七・一、仏暦二五四二年外国人事業法令末尾のリスト1記載事業の投資プロジェクトは、タイ国籍者が合計で登録資本金の51%以上を保有していなければならない。

七・二、仏暦二五四二年外国人事業法令末尾のリスト2記載事業の投資プロジェクトは、外国人が株式の過半または全部を保有することを許可する。ただし特別な規定のある他の法律がある場合はその限りではない。

七・三、相当の事由がある時、委員会は一部種類の投資奨励事業について特別に外国人の株式保有比率を定めることができる。

第八項 投資奨励ゾーン

委員会は以下のように投資奨励ゾーンを定める。

八・一、一人当たり所得の低い20県。すなわちガラシン、チャイヤブーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリラム、プレー、マハサラカム、ムクダハーン、メーホンソン、ヤソートン、ロイエット、シーサケート、サコンナコン、サケーオ、スコータイ、スリン、ノンブアラムプー、ウボンラチャタニ、アムナートジャルーン各県。

八・二、特別経済開発区。

八・三、委員会から奨励を受けた、または承認を受けた科学・技術区 (Science and Technology Park)。

第九項 特典付与の原則

委員会は以下のように2種類の特典付与の形を定める。

九・一、業種に基づく特典 (Activity-Based Incentives)

委員会は以下のように2グループの、業種の重要性の順位に基づく特典を定める。

九・一・一、Aグループ。すなわち法人所得、機械、原料の租税面の特典と非租税面の特典を付与される事業グループ。以下のように4グループに分けられる。

A1グループ 以下の特典を付与する。

・8年間の法人所得税免除。ここに免除を受ける法人所得税額を定めない [注/上限なし]。

・機械輸入関税の免除。

・輸出生産のための原料または必需品について輸入関税の1年間の免除。ここに委員会は必要性及び相当性に基づき免除期間の延長を検討する。

・非租税特典。

A2グループ 以下の特典を付与する。

・8年間の法人所得税免除。ここに (土地代と回転資金を含めない) 投資金の100%まで免除する。

・機械輸入関税の免除。

・輸出生産のための原料または必需品について輸入関税の1年間の免除。ここに委員会は必要性及び相当性に基づき免除期間の延長を検討する。

・非租税特典。

A3グループ 以下の特典を付与する。

・5年間の法人所得税免除。ここに (土地代と回転資金を含めない) 投資金の100%まで免除する。ただし投資奨励業種リストで特別に、免除額を定めずに法人所得税免除を受けると示されている場合はその限りではない。

・機械輸入関税の免除。

- ・輸出生産のための原料または必需品について輸入関税の1年間の免除。ここに委員会は必要性及び相当性に基づき免除期間の延長を検討する。

- ・非租税特典。

A 4 グループ 以下の特典を付与する。

- ・3年間の法人所得税免除。ここに（土地代と回転資金を含めない）投資金の100%まで免除する。

- ・機械輸入関税の免除。

- ・輸出生産のための原料または必需品について輸入関税の1年間の免除。ここに委員会は必要性及び相当性に基づき免除期間の延長を検討する。

- ・非租税特典。

九・一・二、Bグループ。すなわち機械、原料の租税面の特典と非租税面の特典を付与される事業グループ。以下のように2グループに分けられる。

B 1 グループ 以下の特典を付与する。

- ・機械輸入関税の免除。

- ・輸出生産のための原料または必需品について輸入関税の1年間の免除。ここに委員会は必要性及び相当性に基づき免除期間の延長を検討する。

- ・非租税特典。

B 2 グループ 以下の特典を付与する。

- ・輸出生産のための原料または必需品について輸入関税の1年間の免除。ここに委員会は必要性及び相当性に基づき免除期間の延長を検討する。

- ・非租税特典。

九・二、プロジェクトの価値に基づく追加特典（Merit-Based Incentives）

国または工業全体に利益となる投資もしくは事業への支出を誘致、刺激するために、委員会は以下のようにプロジェクトの価値に基づく追加特典を定める。

九・二・一、競争力開発のための追加特典。

以下の投資、支出があった場合。

（一）研究・開発、テクノロジー・イノベーション。ここに自ら実施するか、国内の他者を雇用するか、または国外の機関と共同で研究・開発するかは問わない。

（二）テクノロジー及び人材の開発基金、教育機関、専門研修センター、研究所、または委員会が承認したところに基づく科学・技術面の国内の国の機関への支援。

（三）国内で開発された技術の権利使用料。

（四）高度技術研修。

（五）タイ国籍者が登録資本金の51%以上を株式保有する国内の原料または部品生産者（Local Supplier）の開発。ここに高度技術研修、及び技術支援に係る部分。または

（六）製品及びパッケージの設計デザイン。ここに自ら実施するか国内の他者を雇用するかは問わず、委員会の承認に基づく。

詳細は事務局が定めた原則に従う。

追加で得る特典は以下のようなになる。

(一) 初期投資または支出が合計して、次のいずれか金額の少ないほうで、最初の3年間の合計売上の1%以上、または2億バーツ以上あれば、法人所得税免除を1年追加するが、合計して8年を超えない。

(二) 初期投資または支出が合計して、次のいずれか金額の少ないほうで、最初の3年間の合計売上の2%以上、または4億バーツ以上あれば、法人所得税免除を2年追加するが、合計して8年を超えない。

(三) 初期投資または支出が合計して、次のいずれか金額の少ないほうで、最初の3年間の合計売上の3%以上、または6億バーツ以上あれば、法人所得税免除を3年追加するが、合計して8年を超えない。

ここに追加で免除を受ける法人所得税額は、第九・二・一項(一)に基づく投資金及び支出の200%まで、第九・二・一項(二)～(六)に基づく投資金及び支出の100%までとする。

九・二・二、地方への繁栄拡大のための追加特典。

事業地が第八・一項に基づく投資奨励ゾーンにあれば、以下のように追加の特典を付与する。

(一) 法人所得税免除を追加で3年、ただし合計で8年を超えない。8年間の法人所得税免除特典が付与されるA1グループまたはA2グループの事業であれば、法人所得税免除期間が終了した日から5年間、投資から得られた純利益について通常レートの50%の比率で法人所得税の減税措置が受けられる。

(二) 奨励事業からの収入があった日から10年間、運送代金、電力料金、水道料金の2倍控除を許可する。

(三) 奨励事業への投資金の25%まで、利便設備の設置または建設代金を純益から控除することを許可する。このとき奨励を受けた者は、奨励事業からの収入があった日から10年間のある特定年に、または複数年にわたって純益からの控除を選択できる。ここに通常の減価償却に加えて控除できる。

九・二・三、工業エリア開発のための追加特典。

事業地を工業団地内または投資奨励を受けた工業区内にすれば、法人所得税免除を1年追加する。ただし合計して8年を超えない。

ここに工業団地または投資奨励を受けた工業区に立地しなければならない要件を有する業種は含まない。

九・二・四、プロジェクトの価値に基づく追加特典を申請できる者。

(一) Aグループ。追加特典の申請を望む者は、投資奨励申請書の提出とともに、または奨励を受けた後に、追加特典を申請できる。

奨励を受けた後に申請する場合、奨励取得者はその事業からの収入があるかどうかを問わず、追加特典を申請できる。このとき追加特典を申請する日において第三条〔注/投資奨励法〕に基づく法人所得税免除の特典が期間と金額の双方で残っていなければならない。

(二) Bグループ。第九・二・一項に基づく競争力開発のための追加特典と第九・二・二項に基づく地方への繁栄拡大のための追加特典のみ、プロジェクトの価値に基づく追加特典を申請できる。このとき投資奨励申請書の提出とともに追加特典を申請しなければならない。ただし投資奨励業種リストにおいて

特別に、この基準に基づく追加特典を付与しないと示された事業は申請できない。

第一〇項 生産効率改善の場合の特典

生産効率改善及び競争力開発のために、委員会は奨励を受けたプロジェクトに対し、以下の場合に奨励期間にわたって輸入関税免除での機械輸入を許可する。

一〇・一、研究・開発に使用する機械。

一〇・二、汚染防止・処理に使用する機械。

一〇・三、すでに操業開始の許可を得たかどうかを問わず、既存の機械の改善及び代替のために、または既存プロジェクトの生産能力増強のために、エレクトロニクス製品及び部品の生産プロジェクトで使用する機械。

第一一項 法人所得税面の特典の申請

租税面の特典付与を効率的に実施しなければならないことから、権利の行使が正しく、奨励の要件と一致していることを調べることができ、投資奨励の採算性を明瞭に評価できるように、各年の法人所得税面の権利行使を審査許可する前に事務局が調査できるようにするため、奨励取得者は事務局が定めた原則と方法に基づき、事務局にプロジェクトの業績を報告しなければならない。

第一二項 経過規定

仏暦二五四九年三月二〇日付けの電子・電機工業の長期継続的投資プロジェクト奨励政策についての投資奨励委員会布告第5/2549号、及び仏暦二五四九年六月二七日付けの電子・電機工業の長期継続的投資プロジェクト奨励政策についての投資奨励委員会布告第8/2549号に基づき投資奨励申請した奨励取得者は、本布告の施行後も当該布告に基づく特典を享受することができる。

第一三項 本布告は仏暦二五五八年〔西暦二〇一五年〕一月一日以降の投資奨励申請に適用する。

仏暦二五五七年一二月三日布告

〔注／官報公示は二〇一四年一二月二九日〕

投資奨励業種リスト

第1章 農業・農産品

1・1、バイオ肥料、有機肥料、ナノ化学有機肥料、防除剤の生産事業

〔要件〕 1、バイオ肥料、有機肥料、ナノ化学有機肥料の製品は農学局に登録し、商業目的肥料生産許可書を取得しなければならない。

2、防除剤製品は農学局に登録し、防除剤生産許可書を取得しなければならない。

3、学術的支援書類を有する接種株またはイノベーションを使用しなければならない。

[特典] A 3

1・2、(バイオテクノロジー事業の範疇に入らない) 種苗または動物改良事業

[要件] 1、プロジェクトに研究・開発活動が含まれる。

2、農業・協同組合賞の政策に基づくセンシティブな種苗改良は登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有する。

3、奨励を受けた事業における種苗改良により生じた種苗生産の収入は、奨励を受けた収入とみなす。ここにキャッサバは除く。

[特典] A 3

1・3、経済木の植林事業(ユーカリ除く)

[要件] 1、植林エリアが300ライ以上、その接続地が50ライ以上なければならない。

2、プロジェクト内に研究・開発活動がなければならない。

3、天然資源・環境省から承認を得なければならない。

[特典] A 1

1・4、穀物薫蒸・サイロ事業

[要件] なし

[特典] B 1

1・5、動物繁殖または飼育事業

1・5・1、家畜または水棲動物繁殖事業

[要件] 1、閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

2、遡及検査(Traceability)システムを有していなければならない。

3、繁殖用親鳥種の飼育工程のない、卵からの繁殖プロジェクトは奨励しない。

[特典] A 4

1・5・2、家畜または水棲動物飼育事業(エビを除く)

[要件] 1、プロジェクト内に繁殖事業も有していなければならない。

2、閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、環境への影響を防止・軽減する効率的なシステムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

3、遡及検査(Traceability)システムを有していなければならない。

[特典] A 4

1・6、家畜屠殺・解体事業

[要件] 1、家畜を気絶させるシステム、宙吊りシステム、冷蔵室、温度低下システム、肉の品質検査、添加物検査など最新生産工程を有していなければならない。

2、遡及検査 (Traceability) システムを有していなければならない。

[特典] A 4

1・7、深海漁業

[要件] 1、網漁船は500グロストン以上なければならない。

2、釣漁船は150グロストン以上なければならない。

3、航行支援機器、魚群探知機、船舶位置追跡機器がなければならない。

[特典] A 3

1・8、穀物、野菜、果物、花卉選別、パッキング事業

[要件] 1、果実の検査センサーシステム使用、防虫における電波使用、Nuclear Magnetic Resonance 使用など最新技術を使用する場合。

[特典] A 2

[要件] 2、穀物殻・種子選別機使用、果物蠅の卵の薫蒸防除、穀物種子コーティングなど最新技術を使用する場合。

3、米の選別事業は高度技術を使用しなければならない。

[特典] A 3

1・9、加工粉 (モディファイドスターチ) または特質のある穀物粉の生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

1・10、植物または動物からの製油もしくは油脂生産事業

[要件] 1、原油製品及び植物半純性油は農産物由来でなければならない。

2、穀物純性油製品は農産物由来または原油由来でなければならない。

[特典] A 3

1・11、天然原料からの抽出成分、または天然原料から抽出された製品 (石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く) の生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

1・12、天然原料からの有効成分 (Active Ingredient) 生産事業

[要件] 効能、毒性についての学術的研究支援がなければならない。

[特典] A 2

1・13、動物皮革なめし・仕上げ事業

[要件] 1、化学薬品の使用、または化学薬品を代替するエンザイム、活性酵素 (Biological Catalyst) 使用の低減など、環境にやさしい技術を使用しなければならない。

2、皮革なめしの場合のみ、工業団地または投資奨励を受けた工業区内に立地しなければならない。

[特典] A 3

1・14、天然ゴム製品の生産事業 (ゴムひも、ゴム風船、輪ゴムを除く)

1・14・1、川上のゴム加工事業

[要件] なし

[特典] A 4

1・14・2、天然ゴム製品事業

[要件] なし

[特典] A 2

1・15、農業の副産物またはカスからの製品生産事業（乾燥、日干しなど複雑ではない生産工程であるものは除く）

[要件] なし

[特典] A 4

1・16、農産物、並びに農産物から得られるカス、ゴミ、廃棄物による燃料生産事業

1・16・1、農産物からの燃料生産事業

[要件] なし

[特典] A 2

1・16・2、農産物から得られるカス、ゴミ、廃棄物による燃料生産事業（例えば Biomass to Liquid [BTL]、廃水からのバイオガス）

[要件] なし

[特典] A 2

1・16・3、バイオマス圧縮（ペレット）燃料生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

1・17、最新技術を使用する食品、飲料、食品添加物（Food Additive）、または食品成分（Food Ingredient）の生産または貯蔵事業（飲料水、アイスクリーム、飴、チョコレート、チューイングガム、砂糖、炭酸水、アルコール飲料、カフェイン入り飲料、穀物粉、ベーカリー、即席麺、チキンエッセンス、燕の巣を除く）

[要件] 1、混合または希釈のみのプロジェクトは奨励しない。

2、発酵工程のあるプロジェクトは研究を経た酵母を使用しなければならない。

[特典] A 3

1・18、医療食（Medical Food）または食品サプリメント(Food Supplement) 製品の生産事業

[要件] 1、医療食の場合、食品・薬事委員会事務局または国際標準の他の機関から「医療食」として登録を受けなければならない。

2、食品サプリメント製品の場合、

2・1、食品・薬事委員会事務局または国際標準の他の機関から「食品サプリメント製品」として登録を受けなければならない。

2・2、有効成分にするための抽出工程がなければならない。

[特典] A 2

1・19、冷蔵室事業、または冷蔵室及び冷蔵輸送事業

[要件] なし

[特典] B 1

1・20、農業商品の中央取引センター

[要件] 1、50ライ以上の土地を有する。

2、事業地及び農業商品関連サービスのための土地が全面積の60%以上あり、農業商品の展示・取引、商品評価センター、冷蔵室、商品倉庫スペースを用意しなければならない。

3、検査、選別、残有毒物検査サービスを提供しなければならない。

[特典] A 3

第2章 鉱物・セラミック・基礎金属

2・1、鉱物探査事業

[要件] 1、投資奨励申請前に鉱物探査許可書を得ていなければならない。

2、プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

[特典] B 1

2・2、カリ鉱の掘削及び／または精錬事業

[要件] 投資奨励申請前に鉱業事業権証（プラターン・バット）または鉱業下請け許可書を取得していなければならない。

[特典] B 1

2・3、Advanced または Nano Material、もしくは Advanced または Nano Material 製品の生産事業

[要件] 国家科学技術開発事務局から承認を得ていなければならない。

2・3・1、Advanced [先端] または Nano [ナノ] Material [素材]、もしくは同一のプロジェクト内の Advanced または Nano Material 生産からの連続工程を有する Advanced または Nano Material 製品の生産事業

[特典] A 2

2・3・2、Advanced または Nano Material 製品の生産事業

[特典] A 3

2・4、ガラスまたはセラミック製品の生産事業

2・4・1、特別な性能を有するガラス製品生産事業

[要件] 溶解及び／または焼きなまし工程を有していなければならない。

[特典] A 3

2・4・2、ガラス製品生産事業

[要件] 溶解及び／または焼きなまし工程を有していなければならない。

[特典] B 1

2・4・3、セラミック製品生産事業（土器及びセラミック・タイルを除く）

[要件] 焼成及び／または焼きなまし工程を有していなければならない。

[特典] B 1

2・5、耐火材または断熱材の生産事業（軽量丸レンガ、軽量レンガを除く）

[要件] プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

[特典] B 2

2・6、石膏または石膏製品の生産事業

[要件] プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

[特典] B 2

2・7、川上製鉄事業、すなわち溶銑（Hot Metal）、銑鉄（Pig Iron）、海綿鉄（Sponge Iron）、直接還元鉄（DRI）、HBI。

[要件] なし

[特典] A 2

2・8、川中製鉄事業、すなわちスラブ、ビレット、ブルーム

[要件] 1、同一プロジェクト内の川上製鉄事業から連続する生産工程を有している場合。

[特典] A 2

[要件] 2、川中製鉄工程のみの場合。

[特典] A 4

2・9、川下製鉄事業

2・9・1、高張力鋼（High Tensile Strength Steel）種の高品質の川下製鉄事業

[要件] 最大張力（UTS）が700メガパスカル（MPa）以上なければならない。

[特典] A 2

2・9・2、同一プロジェクトの川上及び川中製鉄から連続した生産工程を有する川下製鉄事業

[要件] なし

[特典] A 2

2・9・3、工業用途の条鋼生産事業、すなわち形鋼、シャフト、ワイヤ、棒鋼

[要件] なし

[特典] A 4

2・9・4、建設用途の条鋼生産事業、すなわち形鋼、シャフト、ワイヤ、棒鋼

[要件] なし

[特典] B 1

2・9・5、工業用途の鋼板生産事業、すなわち熱延または冷延ステンレス鋼板、厚板、熱延または冷延鋼板、めっき鋼板

[要件] なし

[特典] A 4

2・9・6、建築用途の鋼板生産事業、すなわち熱延または冷延ステンレス鋼板、厚板、熱延または冷延鋼板、めっき鋼板

[要件] なし

[特典] B 1

2・9・7、スズめっき冷延鋼板の生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

- 2・9・8 電気鋼種の冷延鋼板の生産事業
 - [要件] Non-Oriented(NO)種及び Grain-Oriented(GO)種のみ
 - [特典] A 3
- 2・10、鋼管またはステンレス鋼管生産事業
 - 2・10・1、継ぎ目なし、または内部継ぎ目なし鋼管の生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] A 3
 - 2・10・2、その他鋼管の生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] B 1
 - 2・11、金属粉の生産事業（表面研磨 [Shot Blasting] のための金属粉は除く）
 - [要件] なし
 - [特典] A 3
- 2・12、鉄合金生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] A 4
- 2・13、鋳鉄部品生産事業
 - 2・13・1、延性鋳鉄部品生産事業
 - [要件] 誘導炉方式の溶解炉を使用しなければならない。
 - [特典] A 2
 - 2・13・2、その他の鋳鉄部品生産事業
 - [要件] 誘導炉方式の溶解炉を使用しなければならない。
 - [特典] A 3
- 2・14、鍛鉄部品生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] A 3
- 2・15、非鉄金属の延伸、鋳造または鍛造事業
 - [要件] なし
 - [特典] A 4
- 2・16、金属切断事業
 - [要件] プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。
 - [特典] B 2

第3章 軽工業

- 3・1、繊維製品または部材生産事業
 - 3・1・1、天然繊維または合成繊維生産事業
 - 3・1・1・1、特殊繊維生産事業（Technical Fiber または Function Fiber）
 - [要件] 繊維工業開発研究所または国家技術院などのような関係機関から承認を得なければならない。
 - [特典] A 2

3・1・1・2、リサイクル繊維生産事業（Recycled Fiber）

〔要件〕国内で出る廃棄物原料を使用しなければならない。

〔特典〕A 4

3・1・1・3、その他の繊維生産事業

〔要件〕なし

〔特典〕B 1

3・1・2、糸または布地生産事業

3・1・2・1、特殊な糸または布地の生産事業（Functional Yarn または Functional Fabric）

〔要件〕繊維工業開発研究所または国家技術院などのような関係機関から承認を得なければならない。

〔特典〕A 3

3・1・2・2、その他の糸または布地の生産事業

〔要件〕1、最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

〔特典〕A 4

〔要件〕2、研究、デザイン、または製品開発に投資しない、もしくは支出しない場合。または当該投資もしくは支出が最初の3年間の合計売上の0・5%に満たない場合。

〔特典〕B 1

3・1・3、染色及び仕上げ、またはプリント及び仕上げ、もしくはプリント事業

〔要件〕1、工業省が定めた布告に基づく廃棄物処理及び環境保全システムを有する工業団地もしくは工業区内に工場を設置、または拡張しなければならない。

2、環境に優しい技術を使用しなければならない。

〔特典〕A 3

3・1・4、衣料、装身具、及び室内繊維製品の生産事業

〔要件〕1、最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

〔特典〕A 4

〔要件〕2、研究、デザイン、または製品開発に投資しない、もしくは支出しない場合。または当該投資もしくは支出が最初の3年間の合計売上の0・5%に満たない場合。

〔特典〕B 1

3・2、不織布または不織布製衛生用品生産事業

〔要件〕なし

〔特典〕A 4

3・3、鞆、靴、または動物皮革もしくは合成皮革製品の生産事業

〔要件〕1、最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

〔特典〕A 4

[要件] 2、研究、デザイン、または製品開発に投資しない、もしくは支出しない場合。または当該投資もしくは支出が最初の3年間の合計売上の0・5%に満たない場合。

[特典] B 1

3・4、スポーツ器具または部材の生産事業

3・5、楽器生産事業

[要件] なし

[特典] B 1

3・6、室内用品または部材の生産事業

[要件] 1、最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

[特典] A 4

[要件] 2、研究、デザイン、または製品開発に投資しない、もしくは支出しない場合。または当該投資もしくは支出が最初の3年間の合計売上の0・5%に満たない場合。

[特典] B 1

3・7、玩具生産事業

[要件] 1、最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

[特典] A 4

[要件] 2、研究、デザイン、または製品開発に投資しない、もしくは支出しない場合。または当該投資もしくは支出が最初の3年間の合計売上の0・5%に満たない場合。

[特典] B 1

3・8、宝石、宝飾品、または部材、原料及びモデル生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

3・9、創造的デザイン及び製品開発サービス事業

[要件] 1、以下の2つとも擁していなければならない。

1・1、デザインのためのデータシステム。

1・2、コンセプト・デザイン・システム、またはコンセプト・モデル制作システム。

2、以下のいずれかのシステムを用意しなければならない。

2・1、工学的デザイン・システム。

2・2、モデル制作、及び性能試験システム。

2・3、モデルの標準試験、及び使用者の容認試験システム。

3、全人員の70%以上はタイ人を使用しなければならない。

4、創造的デザイン及び製品開発面の人件費は年間150万バーツ以上でなければならない。

[特典] A 1

3・10、レンズ生産事業

3・10・1、カメラレンズなどのような、医療機器、サングラスまたはコズメティック・レンズに属さないレンズの生産事業

〔要件〕なし

〔特典〕A4

3・10・1、サングラス、またはコズメティック・レンズ、メガネフレーム及び部材の生産事業

〔要件〕なし

〔特典〕B1

3・11、医療機器・器具または部材の生産事業

3・11・1、高リスクまたは高技術の種類に分類される医療機器または部材（例えばX線機、MRI機、CTスキャン機、体内聴診器材など）の生産事業、または国家セクターの研究結果を使った、もしくは国家セクターと共同で商業生産する医療機器の生産事業

〔要件〕なし

〔特典〕A2

3・11・2、その他の医療機器・器具の生産事業（各種の布地または繊維製の医療器具の生産を除く）

〔要件〕なし

〔特典〕A3

3・11・3、ガウン、包帯、帽子、マスク、ガーゼ、脱脂綿など各種の布地または繊維製の医療器具の生産事業

〔要件〕ガーゼ、脱脂綿の場合は原料綿布または綿から生産しなければならない。

〔特典〕A4

第4章 金属製品、機械、輸送機器

4・1、金属部品を含む金属製品の生産事業

4・1・1、金属粉または混合金属粉からの製品の生産事業

〔要件〕焼結工程を有していなければならない。

〔特典〕A3

4・1・2、鉄製品または鉄部品の生産事業

〔要件〕同一プロジェクトに誘導炉を使った鋳鉄部品生産、または鍛鉄部品からの連続した加工工程を有していなければならない。

〔特典〕A3

4・1・3、金属部品を含む金属製品の生産事業

〔要件〕同一プロジェクトに非鉄金属の圧延、プル、鋳造または鍛造からの連続した加工工程を有していなければならない。

〔特典〕A4

〔要件〕マシニング及びスタンピングのような加工工程を有する場合。

〔特典〕B1

4・2、めっき、表面改質事業（美観のためのめっき、表面改質を除く）

〔要件〕表面改質の場合、陽極処理、エッチング、エングレービングなどのような工程を有していなければならない。

〔特典〕 B 1

4・3、熱処理事業（Heat Treatment）

〔要件〕作業工程でのシアン化物使用を禁止する。

〔特典〕 A 4

4・4、多目的エンジン及び機器の生産事業

〔要件〕1、シリンダーヘッド、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト、コネクションロッド、ピストン、フライウィールなどのようなエンジンの主要部品の加工工程がなければならない。

〔特典〕 A 4

〔要件〕2、多目的エンジン及び機器の組立の場合。

〔特典〕 B 1

4・5、機械、機器、部品の生産事業

4・5・1、工学的デザインを有する機械及び／または自動設備の生産事業

〔要件〕組み込みシステムによる作動制御システム設計工程を有していなければならない。

〔特典〕 A 2

4・5・2、機械、機器、または部品の生産事業及び／または金型修理事業

〔要件〕部品加工工程及び／または工学的設計工程を有していなければならない。

〔特典〕 A 3

4・5・3、機械、及び／または機械設備の組立事業

〔要件〕委員会が承認したところに基づく組立工程を有していなければならない。

〔特典〕 A 4

4・6、一般自動車の生産事業

〔要件〕プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

〔特典〕 B 1

4・7、輸送機械用エンジンの生産事業

〔要件〕1、シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッドのうち4品目以上の部品加工を有していなければならない。

〔特典〕 A 3

〔要件〕2、エンジン組立の場合。

〔特典〕 A 4

4・8、輸送機械部品の生産事業

4・8・1、高度技術を使った輸送機械部品の生産事業。すなわち

4・8・1・1、触媒コンバータ用基質の生産事業

4・8・1・2、電子制御式燃料噴射装置の生産事業

4・8・1・3、自動車用トランスミッションの生産事業

4・8・1・4、電子制御ユニットの生産事業

[要件] なし

[特典] A 2

4・8・2、安全及び省エネルギー部品の生産事業。すなわち

4・8・2・1、ABSまたは電子制御ブレーキシステムの実業

4・8・2・2、横滑り防止装置の実業

4・8・2・3、回生ブレーキシステムの実業

4・8・2・4、アイドリング停止システムの実業

4・8・2・5、自律非常ブレーキシステムの実業

[要件] なし

[特典] A 2

4・8・3、ハイブリッド車、電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド電気自動車（PHEV）用機器の実業。すなわち

4・8・3・1、バッテリーの実業

4・8・3・2、トラクションモーターの実業

4・8・3・3、空調システムの実業

[要件] なし

[特典] A 2

4・8・4、輸送機械用タイヤの実業

[要件] なし

[特典] A 2

4・8・5、その他輸送機械部品の生産事業

[要件] なし

[特典] B 1

4・9、造船または船舶修理事業

[要件] 操業開始日から2年以内にISO14000標準規格に基づく品質システム証明書を取得しなければならない。

4・9・1、500グロストン以上の造船または船舶修理事業

[特典] A 2

4・9・2、500グロストン未満の造船または船舶修理事業（エンジン及び機器の設置がある金属、グラスファイバー製のみ）

[特典] A 2

4・10、鉄道または電車、もしくは機器、部品の生産事業（軌道システムのみ）

[要件] なし

[特典] A 2

4・11、航空機、航空機の設備、部材の生産または修理事業

4・11・1、航空機の機体、機体部品、エンジン、プロペラ、電子機器のような重要部品の生産事業

[要件] なし

[特典] A 1

4・11・2、その他の航空機部品、機内の使用器材（消耗品及び循環使用の器材は除く）の生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

4・11・3、航空機、航空機の部品・機器の修理事業

[要件] なし

[特典] A 2

4・12、自動二輪車の生産事業（排気量248cc未満を除く）

[要件] 1、エンジン部品であるシリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、クランクケース、カムシャフト及びコネクションロッドの加工を有していなければならない。

1・1、排気量248cc以上・500cc未満の自動二輪車については6品目のうち4品目以上の部品加工を有していなければならない。

1・2、排気量500cc以上の自動二輪車については6品目のうち2品目以上の部品加工を有していなければならない。

2、車体組立及び塗装工程を有していなければならない。

3、部品生産投資計画及び部品使用計画を提出し、委員会から承認を受けなければならない。

[特典]

A 3（要件1～3全部に従わなければならない）

B 1（要件2と3に従わなければならない）

4・13、燃料電池（Fuel Cell）の生産事業

[要件] なし

[特典] A 2

4・14、建設用または産業用金属構造の生産事業（Fabrication Industry）、または石油産業用プラットフォームの修理事業

4・14・1、工学的設計工程を有する建設用または産業用金属構造の生産事業（Fabrication Industry）

[要件] なし

[特典] A 3

4・14・2、建設用または産業用金属構造の生産事業（Fabrication Industry）、または石油産業用プラットフォームの修理事業

[要件] なし

[特典] A 4

4・15、科学機器の生産事業

4・15・1、高度技術を有する科学機器の生産事業

[要件] パラメータ値を計測し、データ分析、結果レポートが可能な、または自動でパラメータ値を計測し、制御が可能な科学機器でなければならない。

[特典] A 2

4・15・2、その他の科学機器の生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

- 5・1、電機の生産事業
 - 5・1・1、高度技術（Advanced Technology）レベルにある電機を生産事業
 - [要件] インターネット接続可能な電機でなければならない。
 - [特典] A 3
 - 5・1・2、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機を生産事業
 - [要件] エネルギー省の省エネ・ラベルで5レベルの高効率の標準規格、または同等の他のエネルギー標準規格を得た製品でなければならない。
 - [特典] A 4
 - 5・1・3、その他の電機を生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] B 1
- 5・2、電機の部品及び／または関連機器、もしくは電機に使用する部品及び／または関連機器を生産事業
 - 5・2・1、パワー・インバータを生産事業
 - 5・2・1・1、工業用パワー・インバータを生産事業
 - [要件] 製品デザイン工程がなければならない。
 - [特典] A 3
 - 5・2・1・2、その他のパワー・インバータを生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] A 4
 - 5・2・2、LED電球を生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] A 4
 - 5・2・3、電機用コンプレッサー及び／またはモーターを生産事業
 - [要件] 1、エネルギー省の省エネラベルで5レベルの高効率の標準規格、または同等の他のエネルギー標準規格を得たエアコン、冷蔵庫、冷凍庫用のコンプレッサーでなければならない。
 - 2、モーターは製品デザイン工程がなければならない。
 - [特典] A 4
 - 5・2・4、ワイヤ・ハーネスを生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] B 1
 - 5・2・5、その他の電機部品の生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] B 1
- 5・3、エレクトロニクス製品の生産事業
 - 5・3・1、Organics and Printed Electronics（OPE）グループのエレクトロニクス製品の生産事業
 - [要件] なし
 - [特典] A 2
 - 5・3・2、通信機器の生産事業

5・3・2・1、光ファイバー（Optical Fiber）システム及び無線（Wireless）システム用の信号出力（Emission）、変換（Transmission）、受信（Reception）機器の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 2

5・3・2・2、その他の通信機器の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 3

5・3・3、工業／農業用 Electronic Control and Measurement（電気制御・計測機器）製品の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 2

5・3・4、Security Control Equipment（安全制御機器）製品の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 2

5・3・5、映像及び音響（Audio and Visual Product）製品の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 4

5・3・6、オフィス用エレクトロニクス製品の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 4

5・3・7、その他のエレクトロニクス製品の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 B 1

5・4、エレクトロニクス部品及び／または機器、もしくはエレクトロニクス製品に使用する部品及び／または機器の生産事業

5・4・1、Organics and Printed Electronics（OPE）グループの部品の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 2

5・4・2、太陽光セル及び／または太陽光セル用原料の生産事業

〔要件〕 太陽光セル生産には委員会が承認したところに基づく製法及び Energy Yield（エネルギー変換効率）を有していなければならない。

〔特典〕 A 2

5・4・3、通信用部品の生産事業

5・4・3・1、光ファイバー（Optical Fiber）システム及び無線（Wireless）システム用の信号出力（Emission）、変換（Transmission）、受信（Reception）機器部品の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 2

5・4・3・2、その他の通信機器部品の生産事業

〔要件〕 なし

[特典] A 3

5・4・4、工業／農業／医療器具／輸送機械／科学機器用 **Electronic Control and Measurement**（電気制御・計測機器）部品の生産事業

[要件] なし

[特典] A 2

5・4・5、**Security Control Equipment**（安全制御機器）製品用部品の生産事業

[要件] なし

[特典] A 2

5・4・6、ハードディスクドライブの生産事業及び／またはハードディスクドライブ部品の生産事業

5・4・6・1、**Advanced Technology**（高度技術）ハードディスクドライブ及び／または部品の生産事業（トップカバーまたはベースプレートまたは **Peripheral**（周辺機器）を除く）

[要件] 1、記録密度（**Areal Density**）が1平方フィート当たり2000ギガバイト以上あるハードディスクドライブ生産でなければならない。

2、旧機械の改善投資も奨励を受けるプロジェクトの一部とするが、旧機械の価値は法人所得税免除を受けることができる投資金に含めない。

[特典] A 2

5・4・6・2、一般的なハードディスクドライブ及び／または部品の生産事業（トップカバーまたはベースプレートまたは **Peripheral**（周辺機器）を除く）

[要件] 旧機械の改善投資も奨励を受けるプロジェクトの一部とするが、旧機械の価値は法人所得税免除を受けることができる投資金に含めない。

[特典] A 3

5・4・6・3、ハードディスクドライブ用トップカバーまたはベースプレートまたは **Peripheral**（周辺機器）の生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

5・4・7、ソリッドステートドライブの生産事業及び／またはソリッドステートドライブ部品の生産事業

[要件] 旧機械の改善投資も奨励を受けるプロジェクトの一部とするが、旧機械の価値は法人所得税免除を受けることができる投資金に含めない。

[特典] A 2

5・4・8、太陽光エネルギー利用システム用部品及び／または機器の生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

5・4・9、セミコンダクター機器及び／またはセミコンダクター機器用部品の生産事業

[要件] 集積回路 (Integrated Circuit) の生産は、旧機械の改善投資も奨励を受けるプロジェクトの一部とするが、旧機械の価値は法人所得税免除を受けることができる投資金に含めない。

[特典] A 3

5・4・10、フォトンクス (Photonics) 使用システム用フォトンクス部品及び／または機器の生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

5・4・11、フラットパネル・ディスプレイの生産事業

[要件] 委員会が承認した製法を有していなければならない。

[特典] A 3

5・4・12、フレキシブル・プリント基板、及び／またはマルチレーヤ一・プリント基板、及び／または部品の生産事業

[要件] 委員会が承認した製法を有していなければならない。

[特典] A 3

5・4・13、その他の記憶ユニット機器の生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

5・4・14、プリント基板アセンブリ (PCBA) の生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

5・4・15、Electro-Magnetic Product (電磁製品) の生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

5・4・16、Passive Component (受動部品) の生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

5・4・17、映像及び音響製品 (Audio Visual Product) 用部品の生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

5・4・18、オフィス用エレクトロニクス製品向け部品の生産事業

[要件] なし

[特典] A 4

5・4・19、その他のエレクトロニクス製品向け部品の生産事業

[要件] なし

[特典] B 1

5・5、マイクロ・エレクトロニクス用素材の生産事業

[要件] 1、委員会が承認した製法を有していなければならない。

2、旧機械の改善投資も奨励を受けるプロジェクトの一部とするが、旧機械の価値は法人所得税免除を受けることができる投資金に含めない。

5・5・1、ウェハーの生産事業

[特典] A 2

5・5・2、ティン・フィルム技術を使用した素材の生産事業

〔特典〕 A 3

5・6、エレクトロニクス設計事業

〔要件〕 1、エレクトロニクス設計面の人件費は年間150万バーツ以上でなければならない。

2、奨励を受ける所得には、奨励事業に直接関わる業績としての販売またはサービス提供からの所得、もしくは自ら製造するか、他社に製造させるかに関わらず、製造からの所得も含める。

3、投資奨励を受けた、または委員会から承認を受けた科学・技術区域内に立地する場合、法人所得税免除期間が終了した日から5年間、純利益の50%に法人所得税を減免する。

5・6・1、マイクロ・エレクトロニクス設計事業

〔特典〕 A 1

5・6・2、組み込みシステム設計事業

〔特典〕 A 1

5・7、ソフトウェア事業

〔要件〕 1、情報技術開発面の人件費は年間150万バーツ以上でなければならない。

2、投資奨励委員会事務局が定めた、または承認したソフトウェア開発工程を有していなければならない。

3、（土地代と回転資金を含まない）5000万バーツ以上の投資プロジェクトは、操業開始日から2年以内に、国家ソフトウェア産業振興事務局から標準保証書、または能力成熟度モデル統合（CMMI）もしくは同等の品質システム保証書を得るようにしなければならない。もしできない場合は法人所得税免除の特典を1年間取り消す。

4、奨励を受けたソフトウェア事業に直接関わる業績としての販売またはサービス提供からの所得は、投資奨励を受ける所得であるものとみなす。

5・7・1、組み込みソフトウェア事業

〔特典〕 A 1

5・7・2、エンタープライズ・ソフトウェア及び／またはデジタル・コンテンツ開発事業

デジタル・コンテンツとは、

- アニメーション、漫画&キャラクター
- コンピュータ制作イメージ（CGI）
- ウェブベースド・アプリケーション、及びクラウド・コンピューティング
- インタラティブ・アプリケーション
- ゲーム：ウィンドウズ・ベースド、モバイル・プラットフォーム、コンソール、PDA、オンラインゲーム（MMOG）など
- ワイヤレス・ロケーション・ベースド・サービス・コンテンツ
- ビジュアル・エフェクト
- マルチメディア・ビデオ・カンファレンシング・アプリケーション
- ブロードバンド、マルチメディア経由Eラーニング・コンテンツ

[特典] A 3 免除を受ける法人所得税額は定めない

5・8、Eコマース事業

[要件] プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

[特典] B 2

第6章 化学品・プラスチック・紙

6・1、工業用化学製品の生産事業

[要件] 建築塗料、清掃剤、エンジン潤滑油、配合化学肥料、農薬、セメントボンドなど消費用化学製品は奨励しない。

[特典] A 4

6・2、化学品または環境にやさしいポリマー、もしくは環境にやさしいポリマー製品の生産事業

6・2・1、化学品または環境にやさしいポリマーの生産事業、もしくは同一プロジェクト内の環境にやさしいポリマー生産から連続して加工する製品の生産事業

[要件] 1、循環資源（Renewable Resource）からの原料を使用する、または生産において持続的な化学技術・技術革新を使用する、または毒性を生じることなく生化学的に分解する製品であることなどの保証もしくは検査のある、環境、生態系への直接的な影響を減らす化学品またはポリマーの生産でなければならない。

2、操業開始前に、ライフサイクル・アセスメント（LCA）などの国際標準に基づく環境への影響減の評価を得なければならない。

[特典] A 2

6・2・2、環境にやさしいポリマー製品の生産事業

[要件] 環境にやさしいプラスチックまたはポリマーからの加工工程がなければならない。

[特典] A 3

6・3、石油精製事業

[要件] なし

[特典] B 1

6・4、石油化学製品の生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

6・5、特殊ポリマー製品または特殊化学品の生産事業

[要件] なし

[特典] A 2

6・6、工業用プラスチック製品の生産事業

[要件] プラスチック加工工程がなければならない。

[特典] B 1

6・7、特別な性質を有するプラスチック・パッケージの生産事業

6・7・1、多層プラスチック・パッケージ (Multilayer Plastics Packaging) の生産事業

〔要件〕 3層以上のプラスチックから成っていないなければならない。

〔特典〕 A 3

6・7・2、無菌プラスチック・パッケージ (Aseptic Plastics Packaging) の生産事業

〔要件〕 操業開始日から2年以内に、ISO 14611・レベル7、またはフェデラル・スタンダード209Eクラス10000以上、もしくは同等の国際標準のクリーンルーム標準保証を受けなければならない。

〔特典〕 A 3

6・7・3、帯電防止プラスチック・パッケージ (Antistatic Plastics Packaging) の生産事業

〔要件〕 操業開始日から2年以内に、ISO 14611・レベル7、またはフェデラル・スタンダード209Eクラス10000以上、もしくは同等の国際標準のクリーンルーム標準保証を受けなければならない。

〔特典〕 A 3

6・8、リサイクル・プラスチック製品の生産事業

〔要件〕 国内のプラスチック廃材からの加工工程がなければならない。

〔特典〕 A 4

6・9、医薬主成分 (Active Pharmaceutical Ingredients) の生産事業

〔要件〕 医薬主成分または医薬原料 (Active Pharmaceutical Ingredients : A P I s) の生産でなければならない。

〔特典〕 A 2

6・10、医薬の生産事業

〔要件〕 1、現代医薬 (西洋式医薬) である場合は、操業開始日から2年以内にP I C / S 指針に基づきGMP標準保証を受けなければならない。

2、伝統医薬である場合は、操業開始日から2年以内にGMP標準保証を受けなければならない。

3、既存事業の改善である場合は、既存機械をプロジェクトで使用することを許可するが、プロジェクトの投資価値に含めることはできない。

〔特典〕 B 1

6・11、化学肥料要素の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 2

6・12、パルプまたは紙の生産事業

6・12・1、衛生パルプまたは衛生紙 (Hygienic Pulp または Hygienic Paper) の生産事業

〔要件〕 操業開始日から2年以内に、ISO 14611・レベル5、またはフェデラル・スタンダード209Eクラス100以上のクリーンルーム標準保証を受けなければならない。

〔特典〕 A 2

6・12・2、特殊パルプまたは特殊紙（Specialty Pulp または Specialty Paper）の生産事業

〔要件〕 操業開始日から2年以内に、GMPまたはフード・グレードなどの関係する製品標準保証を受けなければならない。

〔特典〕 A 3

6・13、紙製品の生産事業

6・13・1、衛生紙製品の生産事業

〔要件〕 無菌生産工程がなければならず、操業開始日から2年以内にGMPまたはフード・グレードなどの関係する製品標準保証を受けなければならない。

〔特典〕 A 4

6・13・2、バイオ・プラスチックでコーティングされた紙パッケージの生産事業

〔要件〕 自然分解するバイオ・プラスチックによる製品コーティング工程がなければならない。

〔特典〕 A 4

6・13・3、高性能紙製品の生産事業

〔要件〕 耐荷重または耐衝撃などの工学的設計を有していなければならない。

〔特典〕 A 4

6・14、印刷物の生産事業

6・14・1、デジタル印刷物の生産事業

〔要件〕 プロジェクト内でデジタル・メディア・ソフトウェアを使用する印刷工程、及び印刷デザインを有していなければならない。

〔特典〕 A 3

6・14・2、一般印刷物の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 B 1

第7章 サービス及び公共ユーティリティ事業

7・1、公共ユーティリティ、及びインフラ・サービス事業

〔要件〕 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

7・1・1、電力または電力と蒸気の生産事業

7・1・1・1、ごみ、またはごみ燃料（Refuse Derived Fuel）からの電力、もしくは電力と蒸気の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 1

7・1・1・2、ごみを除く太陽光、風、バイオマス、バイオガスなど循環エネルギー、またはごみ燃料からの電力、もしくは電力と蒸気の生産事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 2

7・1・1・3、その他エネルギーからの電力、もしくは電力と蒸気の生産事業

- [要件] 1、コ・ジェネレーション・システムを使用する場合。
2、石炭使用の場合はクリーン石炭技術を使用しなければならない。

[特典] A 4

- 7・1・2、水道水、工業用水、または蒸気の生産事業

[要件] なし

[特典] A 3

- 7・1・3、港湾外のコンテナシステムによる、輸出のための検査及びコンテナへの貨物積込場（コンテナヤード）、または内陸コンテナ基地（ICD）事業

[要件] なし

[特典] A 3

- 7・1・4、貨物船の貨物輸送事業

[要件] 委員会が承認したところに基づく最新の積み下ろし機械を有していなければならない。

[特典] A 3

- 7・1・5、商業空港事業

[要件] なし

[特典] A 2

- 7・2、天然ガス・サービス・ステーション事業

[要件] なし

[特典] B 1

- 7・3、大衆輸送、及び大規模貨物輸送事業

[要件] 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

- 7・3・1、軌道貨物輸送事業

[要件] なし

[特典] A 2

- 7・3・2、パイプライン輸送事業（水は除く）

[要件] なし

[特典] B 1

- 7・3・3、船舶輸送事業

[要件] なし

[特典] A 2

- 7・3・4、空運事業

[要件] 航空機は製造年から投資申請年まで機齢が14年以下でなければならない。

[特典] A 3

- 7・4、ロジスティック・サービスセンター事業

[要件] 1、1000万バツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、最新コンピュータ・システムにより管理する商品保管場があるようにしなければならない。

3、最新システムによる国際商品ディストリビューションセンター事業は、以下のように追加の要件を定める。

3・1、（土地代と回転資金を含まない）投資金が1億バーツなければならない。

3・2、5か国以上に商品を配送しなければならない。

4、最新システムによる商品ディストリビューションセンター事業は、プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

7・4・1、最新システムによる商品ディストリビューションセンター事業（DC）

〔特典〕 B 1

7・4・2、最新システムによる国際商品ディストリビューションセンター事業（IDC）

〔特典〕 A 3

7・5、国際統括本部事業（International Headquarters；IHQ）

〔要件〕 1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、1か国以上の海外支店またはグループ会社の事業を監督しなければならない。

3、以下の事業計画及び業務範囲を有していなければならない。

3・1、一般経営、業務計画策定、業務連絡調整。

3・2、商品調達。

3・3、製品の研究・開発。

3・4、技術支援。

3・5、マーケティング、販売の促進。

3・6、人事管理、研修。

3・7、財務、マーケティング、会計システムなど事業における助言、提案。

3・8、経済及び投資の分析、研究。

3・9、信用供与の管理、コントロール。

3・10、財務センター（Treasury Center）。

3・11、事務局が相当と判断したその他の支援サービス提供。

4、プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

〔特典〕 B 1（研究・開発及び研修で使用する機械のみ）

7・6、国際商社事業（International Trading Centers；ITC）

〔要件〕 1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

〔特典〕 B 1

7・7、貿易・投資支援事業（Trade and Investment Support Office；TISO）

〔要件〕 1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、以下の事業計画及び業務範囲を有していなければならない。

2・1、グループ会社の監督及び／またはサービス提供。ここにオフィスビルもしくは工場棟の調達またはレンタルも含む。

2・2、事業上の助言、提案。ただし証券売買、外為事業、会計、法律、広告、建築設計、土木工学面の業務は、投資申請前に事業開発局または関係公務機関から許可書を取得しなければならない。

2・3、商品購買調達の情報データ提供。

2・4、建築設計及び土木工学を含まない工学及び技術的サービス提供。

2・5、以下の機械、器具、工具に係る業務。

-卸売り目的の輸入

-研修サービス提供

-設置、メンテナンス、修繕

-校正 (Calibration)

2・6、国内生産製品の貿易。

2・7、国際ビジネス・プロセス管理受託サービス (International Business Process Outsourcing)。ここに通信ネットワークを通じて、アドミニストレーション・サービス、ファイナンス&アカウンティング・サービス、ヒューマン・リソース・サービス、セールス&マーケティング・サービス、カスタマー・サービス、データ・プロセッシングなどのような様々な面で通信ネットワークを通じてサービス提供しなければならない。

3、プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

[特典] B 2

7・8、エネルギー管理サービス事業 (Energy Service Company: E S C O)

[要件] 投資申請前にエネルギー省から承認を受けなければならない。

[特典] A 1

7・9、工業事業のための土地開発事業

7・9・1、工業団地または工業区事業

7・9・1・1、工業団地または工業区事業

[要件] 1、バンコク都、サムットプラカン県では奨励しない。

2、500ライ以上の土地を有していなければならない。

3、工場用地は全面積の60%以上、75%未満とする。ただし全面積が1000ライ以上の場合は委員会が承認したところに基づく。

4、その他の要件は以下の通り。

4・1、メイン道路の標準

-面積が1000ライ超の場合、4車線、道路幅30メートル以上、路面14メートル、中央分離帯、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

-面積が500～1000ライの場合、2車線、道路幅20メートル以上、路面7メートル、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

4・2、サブ道路の標準は路面が8・5メートル以上、路肩は片側につき2メートル以上なければならない。

4・3、廃水処理システムは廃水の形態性質に相応しいものでなければならず、廃水処理は法律が定めた排水基準に従い、処理後の貯水池を有していなければならない。

4・4、廃水の排水システムは雨水の排水システムと完全に分離しなければならない。

4・5、委員会が承認したところに基づいた、相応しいごみ収集、保管、処理があるようにしなければならない。

4・6、土地を使用する工場はターゲット工業と一致し、かつ天然資源・環境政策企画事務局の専門家委員会から承認された環境影響報告に定められた禁止工業ではないところの工場でなければならない。

4・7、入居工場の利用に十分な電力、水道水、用水、電話、郵便など公共ユーティリティを有していなければならない。

4・8、投資奨励証の交付日から2年以内に、全面積の25%、または委員会承認したところに基づく面積について公共ユーティリティ・サービスの用意を整えなければならない。

[特典] B 1

7・9・1・2、宝石・宝飾品工業団地または工業区事業

[要件] 1、100ライ以上の面積がなければならない。

2、全面積の40%以上を宝石・宝飾品に關係する工業事業のための土地としなければならない。

3、宝石・宝飾品売買のためのエリアがなければならない。

4、相当の安全保障システムがなければならない。

5、会議室、商品展示室、ビジネスセンターがなければならない。

[特典] A 3

7・9・1・3、ロジスティック産業団地または産業区事業 (Logistics Park)

[要件] 1、200ライ以上の面積を有し、合計で5万平米以上の賃貸または販売倉庫の建設投資がなければならない。

2、港湾、空港、国境税関ポイント、内陸コンテナ基地 (ICD) から半径50キロメートル以内に位置している、または自由営業区もしくは保税區 (Free Zone) 内に立地していなければならない。

3、一部または全部のエリアを自由営業区または保税區 (Free Zone) にしなければならない。

4、コンテナ積み下ろしヤード、トラック・ヤード、50本以上のコンテナ保管ヤードを設けなければならない。

5、ロジスティック産業区と国内通信及び国際通信センターを結ぶ高速通信線のあるメイン通信システムを有していなければならない。

6、タイ国籍者が登録資本の51%以上の株式を保有していなければならない。

7、関係機関から承認を受けなければならない。

[特典] A 3

7・9・1・4、映画産業団地または産業区 (Movie Town) 事業

〔要件〕映画産業区内に以下の利便施設があるようにしなければならない。

-屋内外の標準を有する撮影所及び／またはテレビドラマ撮影所（**Indoor Studio and Outdoor Studio**）。

-映画産業向けの撮影後のサービス。すなわち映画フィルムの現像及び印刷、コンピュータを使った特殊映像技術及びアニメーション映像技術サービス、映画向けの録音室サービス。

〔特典〕A 3

7・9・1・5、環境保護のための工業団地または工業区事業

〔要件〕投資申請前に工業省から承認を受けなければならない。

〔特典〕A 3

7・9・2、技術志向工業団地または工業区事業

7・9・2・1、科学技術団地または科学技術区（**Science and Technology Park**）

〔要件〕1、事業者孵化センター（**Incubation Center**）がなければならない。

2、国内及び国際通信、並びに遠隔通信システムがなければならない。

3、連続供給式の電力バックアップシステムがなければならない。

4、委員会が承認したその他の利便施設がなければならない。

〔特典〕A 1

7・9・2・2、ソフトウェア産業団地または産業区事業（**Software Park**）

〔要件〕1、産業区内にわたって高速ファイバー式のメイン通信システムがなければならない。

2、産業区から国内遠隔通信センター及び国際遠隔通信センターにつながる高速通信線を有するメイン遠隔通信システムがなければならない。

3、連続供給式の電力バックアップシステムがなければならない。

4、5000平米以上の面積がなければならない。

〔特典〕A 1

7・9・2・3、データセンター事業

〔要件〕1、サーバー設置サービス（**Server Co-location**）、システム管理サービス（**Managed Service**）、顧客のサーバー機のバックアップ・サービス、災害復旧サービス（**DR S**）などのようなサービスが有るようにする。

2、データセンター・サービスのための面積は3000平米以上なければならない。

3、国内及び国際通信センターとの高速通信線が4回線以上のメイン通信システムを有していなければならない。ここに国内回線は10Gbps以上のスピードで3回線以上、かつ全回線合計のスピードが60Gbps以上でなければならない。

4、修繕メンテナンス時、またはシステム内の諸設備の変更時にもサービス提供ができなければならない（**Concurrently**）。

5、データセンターの全電力使用量をカバーする、継続レーティング（**Continuous Rating**）式のエンジン・ジェネレーター・システムを有していなければならない。同時にいずれかのエンジン・ジェネレーターが損壊または停止した場合のバックアップ・システムを有していなければならない。

2、研究開発に係る詳細、プロジェクトに基づく研究者数とその学歴、研究者としての経歴を提出しなければならない。

3、奨励を受ける所得には直接奨励を受けた事業に係る結果である販売またはサービス提供、または商業生産からの所得も含める。このとき自ら生産するか他者に生産させるかは問わない。

4、奨励を受けた、または委員会から承認された科学技術区内に立地する場合、法人所得税の免除期間が終了した日から5年間、純利益の50%について減免する。

5、研究開発人材の人件費が年150万バーツ以上なければならない。

[特典] A1

7・12、バイオテクノロジー事業

7・12・1、種苗研究開発事業、及び/または種苗生産工業事業、もしくは使用種苗、動物、微生物改善事業

7・12・2、バイオテクノロジー使用医薬剤の研究開発、及び/または生産工業事業

7・12・3、医療、農業、食品及び環境の検査キットの研究開発、及び/または生産工業事業

7・12・4、生体分子及び生物活性物質生産における微生物細胞、植物細胞、動物細胞を使った研究開発、及び/または生産工業事業

7・12・5、研究開発、試用、試験、品質管理、及び/またはバイオ製品生産のために使用する原料、及び/または必要物資の生産事業

7・12・6、生体物質の検査、分析、及び/または合成、及び/または品質管理、及び/または正当性検査面のサービス事業

[要件] 1、国家科学技術開発事業団または生化学エクセレントセンターから承認を受けた最新のバイオテクノロジーを使用しなければならない。

2、奨励を受けた、または委員会から承認された科学技術区内に立地する場合、法人所得税の免除期間が終了した日から5年間、純利益の50%について減免する。

[特典] A1

7・13、工学設計サービス事業

[要件] 1、奨励を受けた、または委員会から承認された科学技術区内に立地する場合、法人所得税の免除期間が終了した日から5年間、純利益の50%について減免する。

2、工学設計人材の人件費が年150万バーツ以上なければならない。

[特典] A1

7・14、科学実験サービス事業

[要件] 奨励を受けた、または委員会から承認された科学技術区内に立地する場合、法人所得税の免除期間が終了した日から5年間、純利益の50%について減免する。

[特典] A1

7・15、標準校正サービス事業

〔要件〕 奨励を受けた、または委員会から承認された科学技術区内に立地する場合、法人所得税の免除期間が終了した日から5年間、純利益の50%について減免する。

〔特典〕 A 1

7・16、製品殺菌サービス事業

〔要件〕 なし

〔特典〕 A 2

7・17、廃材の再利用事業

〔要件〕 1、関係する国の機関から承認を受けなければならない。

2、委員会がケースごとに緩和措置を審査する場合を除き、奨励を受けた工業団地または工業区内に立地しなければならない。

3、国内で生じた廃材のみ。

4、委員会が承認した最新技術による廃材の選別、または加工工程を有していなければならない。

5、以下の特典を受ける。

-選別の場合

〔特典〕 A 3

-追加加工、またはリサイクル、もしくはリカバリー工程のある選別の場合

〔特典〕 A 2

7・18、廃棄物処理事業

〔要件〕 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

〔特典〕 A 2

7・19、職業訓練事業

〔要件〕 1、委員会が承認した設計（Design Training Center）を含む特定職業技術における試験または研修のある職業訓練事業。

2、設備資材、ワークショップ、及びその他必要な設備が揃っていないとしない。

3、奨励を受けた、または委員会から承認された科学技術区内に立地する場合、法人所得税の免除期間が終了した日から5年間、純利益の50%について減免する。

〔特典〕 A 1

7・20、タイ映画制作事業

〔要件〕 1、タイ映画制作には物語映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション映画を含むが、広告映画は含まない。

2、法人所得税免除を受ける所得には以下を含める。

2・1、CD、VCD及びDVDなど諸形態での映画販売を含む著作権販売からの所得。

2・2、映画館、及び配給者から分配された所得。

〔特典〕 A 3

7・21、映画制作サービス事業

〔要件〕以下のサービス提供の枠組を有する物語映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション映画、及び広告映画を含む映画制作事業へのサービス。

1、撮影機器のレンタル・サービス、及び／または撮影カメラ、カメラの移動支援機器、照明機器などのようなメイン機器を有する撮影。

2、フィルム現像機、フィルム・プリント機、デジタル映画ファイル複製機などのような機器を有することによる映画フィルム現像及びプリント、または映画ファイル複製サービス。

3、デジタル録音セット、デジタル音声編集セット、デジタル音声ミキシングセットなどのようなメイン機器を有することによる音声映像記録サービス。

4、映像技術サービスは、映像編集機、デジタル特殊技術構成機器など、カメラ本体では不可能な特殊撮影機械及び設備がなければならない。

5、タイ国内で撮影する外国映画に対するコーディネート・サービス。このときサービスには公的な許可申請、撮影地、人材、撮影機器の探索、連絡を含む。

6、映画及びテレビ番組撮影所の賃貸サービス。

〔特典〕 A 3

7・22、観光振興事業

7・22・1、フェリー船、観光船運行、または観光船レンタル事業

〔要件〕関係する国の機関から承認を受けなければならない。

〔特典〕 B 1

7・22・2、観光船停泊地サービス事業

〔要件〕船舶リフト機、陸上停泊地、修繕用ドッグなどの利便施設を有していなければならない。

〔特典〕 B 1

7・22・3、遊園地事業

〔要件〕1、（土地代・回転資金を含まない）投資金が5億バーツ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

〔特典〕 A 3

7・22・4、芸術文化展示センター、または工芸美術センター事業

〔要件〕（土地代・回転資金を含まない）投資金が3000バーツ以上なければならない。

〔特典〕 A 3

7・22・5、オープン動物園事業

〔要件〕1、（土地代・回転資金を含まない）投資金が5億バーツ以上、かつ面積が500ライ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

3、緑地及び駐車場はそれぞれ全面積の15%以上なければならない。

〔特典〕 A 3

7・22・6、水族館事業

〔要件〕 1、（土地代・回転資金を含まない）投資金が1億バーツ以上なければならない。

2、奨励証の交付日から12か月以内に、環境への影響防止、解決策を策定しなければならない。

〔特典〕 A 3

7・22・7、オートサーキット事業

〔要件〕 1、関係する国の機関から承認を得なければならない。

2、国際自動車連盟（F I A）または国際自動二輪車連盟（F I M）から標準認証を受けなければならない。

3、近隣への危険または困苦が生じないよう防止及び管理策がなければならない。

4、奨励証の交付日から12か月以内に、環境への影響防止、解決策を策定しなければならない。

〔特典〕 A 3

7・22・8、電気ロープウェー事業

〔要件〕 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

〔特典〕 A 3

7・23、観光支援事業

7・23・1、ホテル事業

〔要件〕 1、部屋数が100室以上、または（土地代・回転資金を含まない）投資金が5億バーツ以上なければならない。

2、以下の特典を得る。

-特別投資奨励ゾーン20県を事業地とする場合

〔特典〕 A 4

-その他のゾーンを事業地とする場合、プロジェクト価値に基づく追加特典を得ることはできない。

〔特典〕 B 1

7・23・2、大規模会議場事業

〔要件〕 1、会議のために使用する部分のスペースは4000平米以上で、かつ最大の会議室は3000平米以上の面積がなければならない。

2、プロジェクトに相応しい設備及び便利施設がなければならない。

3、設計図は委員会の承認を受けなければならない。

〔特典〕 A 3

7・23・3、国際商品展示センター事業

〔要件〕 1、建物内商品展示スペースは2万5000平米以上なければならない。

2、全ての商品展示室には商談のための部屋がなければならない。

〔特典〕 A 3

7・23・4、健康リハビリセンター事業

〔要件〕 1、リハビリには医療技術を使用しなければならない。

2、継続式のリハビリ・プログラムの作成、サービス利用者向けの宿泊を用意しなければならない。

3、プロジェクト価値に基づく追加特典を得ることはできない。

[特典] B 1

(おわり)

●新投資奨励申請書式についての投資奨励委員会事務局告示第ポー1 / 2558号

前文省略

1、新投資奨励申請書式を以下のように定める。

1・1、一般投資奨励申請書式

1・2、サービス投資奨励申請書式

1・3、ソフトウェア事業及びEコマース事業投資奨励申請書式

1・4、中小企業（SMEs）の投資奨励申請書式

2、旧投資奨励申請書式は仏暦二五五八年（西暦二〇一五年）三月三十一日まで使用可能だが、当該期限後、事務局は旧申請書式を使った投資奨励申請を受け付けない。

仏暦二五五八年一月六日告示

●特別経済開発区での投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4 / 2557号

前文省略

第一項（定義）

特別経済開発区とは、特別経済開発区政策委員会が特別経済開発区と定めた立地ゾーンまたはエリアを意味する。

第二項（一般業種の特典）

仏暦二五五七年一二月三日付けの投資奨励委員会布告第2 / 2557号に基づく一般業種で、特別経済開発区に立地する場合、以下の特典を得る。

二・一、3年間の追加の法人所得税免除を受けるが、合計して8年間を超えない。

二・二、8年間の法人所得税免除を受けるA1またはA2グループの事業であれば、法人所得税免除期間の終了日から5年間、通常税率の50%の比率で、投資から得られた純利益について法人所得税を減免する追加特典が得られる。

二・三、事業収入があった日から10年間、運送費、電力代、水道代について当該費用の2倍、所得控除の許可が得られる。

二・四、利便施設設置または建設への投資金について、通常の減価償却のほかに、投資金の25%を控除する許可が得られる。

二・五、機械輸入税の免除が得られる。

二・六、輸出生産向けの原料及び必要資材に対する5年間の輸入税免除が得られる。

二・七、奨励を受けたプロジェクトでの未熟練外国人労働者の使用を許可する。ここに投資奨励委員会が定めた指針に従う。

二・八、非租税特典。

第三項（ターゲット事業の特典）

特別経済開発区政策委員会が定めたターゲット事業で、特別経済開発区に立地する場合、以下の特典を得る。

三・一、土地代と回転資金を含まない投資金の100%以下の金額まで、8年間の法人所得税免除を受ける。

三・二、法人所得税免除期間の終了日から5年間、通常の税率の50%の比率で、投資から得られた純利益について法人所得税減免を受ける。

三・三、事業収入があった日から10年間、運送費、電力代、水道代について当該費用の2倍、所得控除の許可が得られる。

三・四、利便施設設置または建設への投資金について、通常の減価償却のほかに、投資金の25%を控除する許可が得られる。

三・五、機械輸入税の免除が得られる。

三・六、輸出生産向けの原料及び必要資材に対する5年間の輸入税免除が得られる。

三・七、奨励を受けたプロジェクトでの未熟練外国人労働者の使用を許可する。ここに投資奨励委員会が定めた指針に従う。

三・八、非租税特典。

第四項

仏暦二五六〇年（西暦二〇一七年）一月三十一日までに申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五八年一月一日から。

仏暦二五五七年一月二八日布告

●中小企業（SMEs）の能力向上策についての投資奨励委員会布告第5／2557号

前文省略

第一項 中小企業（SMEs）に対する投資奨励策

一・一、投資奨励するSMEsの業種及び事業の要件を以下のように定める。

第1章 農業・農業産品

1・1、バイオ肥料、有機肥料、ナノ化学有機肥料、防除剤の生産事業

〔要件〕 1、バイオ肥料、有機肥料、ナノ化学有機肥料の製品は農学局に登録し、商業目的肥料生産許可書を取得しなければならない。

2、防除剤製品は農学局に登録し、防除剤生産許可書を取得しなければならない。

3、学術的支援書類を有する接種株またはイノベーションを使用しなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 7年

1・2、（バイオテクノロジー事業の範疇に入らない）種苗または動物改良事業

〔要件〕 1、プロジェクトに研究・開発活動が含まれる。

2、農業・協同組合省の政策に基づくセンシティブな種苗改良は登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有する。

3、奨励を受けた事業における種苗改良により生じた種苗生産の収入は、奨励を受けた収入とみなす。ここにキャッサバは除く。

〔法人税免除特典期間〕 7年

1・5、動物繁殖または飼育事業

1・5・1、家畜または水棲動物繁殖事業

〔要件〕 1、閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

2、繁殖用父母種の飼育工程のない卵からの繁殖プロジェクトは奨励しない。

〔法人税免除特典期間〕 5年

1・5・2、家畜または水棲動物飼育事業（エビを除く）

〔要件〕 1、プロジェクト内に繁殖事業も有していなければならない。

2、閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、環境への影響を防止・軽減する効率的なシステムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 5年

〔要件〕 閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、環境への影響を防止・軽減する効率的なシステムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 2年

1・8、穀物、野菜、果物、花卉選別、パッキング事業

〔要件〕 1、果実の検査センサーシステム使用、防虫における電波使用、Nuclear Magnetic Resonance 使用など最新技術を使用する場合。

〔法人税免除特典期間〕 8年

〔要件〕 2、穀物殻・種子選別機使用、果物蠅の卵の薫蒸防除、穀物種子コーティングなど最新技術を使用する場合。

〔法人税免除特典期間〕 7年

〔要件〕 3、米の選別事業は高度技術を使用しなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 8年

1・10、植物または動物からの製油もしくは油脂生産事業

〔要件〕 1、原油製品及び植物半純性油は農産物由来でなければならない。

2、穀物純性油製品は農産物由来または原油由来でなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 7年

1・11、天然原料からの抽出成分、または天然原料から抽出された製品（石鹼、シャンプー、火磨き粉、化粧品を除く）の生産事業

〔要件〕 なし

〔法人税免除特典期間〕 5年

1・14、天然ゴム製品の生産事業（ゴムひも、ゴム風船、輪ゴムを除く）

1・14・2、天然ゴム製品事業

〔要件〕 なし

〔法人税免除特典期間〕 8年

1・15、農業の副産物またはカスからの製品生産事業（乾燥、日干しなど複雑ではない生産工程であるものは除く）

〔要件〕 なし

〔法人税免除特典期間〕 5年

第2章 鉱物・セラミック・基礎金属

2・3、AdvancedまたはNano Material、もしくはAdvancedまたはNano Material 製品の生産事業

〔要件〕 国家科学技術開発事務局から承認を得ていなければならない。

2・3・1、Advanced [先端] またはNano [ナノ] Material [素材]、もしくは同一のプロジェクト内のAdvancedまたはNano Material 生産からの連続工程を有するAdvancedまたはNano Material 製品の生産事業

〔法人税免除特典期間〕 8年

2・3・2、Advanced またはNano Material 製品の生産事業

〔法人税免除特典期間〕 7年

2・4、ガラスまたはセラミック製品の生産事業

2・4・3、セラミック製品生産事業（土器及びセラミック・タイルを除く）

〔要件〕 焼成及び／または焼きなまし工程を有していなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 2年

2・13、鋳鉄部品生産事業

〔要件〕 誘導炉方式の溶解炉を使用しなければならない。

2・13・1、延性鋳鉄部品生産事業

〔法人税免除特典期間〕 8年

2・13・2、その他の鋳鉄部品生産事業

〔法人税免除特典期間〕 7年

2・14、鍛鉄部品生産事業

[要件] なし

[法人税免除特典期間] 7年

2・15、非鉄金属の延伸、鋳造または鍛造事業

[要件] なし

[法人税免除特典期間] 5年

第3章 軽工業

3・1、繊維製品または部材生産事業

3・1・2、糸または布地生産事業

3・1・2・2、その他の糸または布地の生産事業

[要件] 最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出しなければならない。

[法人税免除特典期間] 5年

3・1・4、衣料、装身具、及び室内繊維製品の生産事業

[要件] 最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

[法人税免除特典期間] 5年

3・3、鞆、靴、または動物皮革もしくは合成皮革製品の生産事業

[要件] 最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

[法人税免除特典期間] 5年

3・4、スポーツ器具または部材の生産事業

[要件] なし

[法人税免除特典期間] 2年

3・5、楽器生産事業

[要件] なし

[法人税免除特典期間] 2年

3・6、室内用品または部材の生産事業

[要件] 最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

[法人税免除特典期間] 5年

3・7、玩具生産事業

[要件] 最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

[法人税免除特典期間] 5年

3・8、宝石、宝飾品、または部材、原料及びモデル生産事業

[要件] 最初の3年間の合計売上の0・5%以上を研究、デザイン、または製品開発に投資する、もしくは支出する場合。

[法人税免除特典期間] 5年

第4章 金属製品、機械、輸送機器

4・1、金属部品を含む金属製品の生産事業

4・1・2、鉄製品または鉄部品の生産事業

[要件] 同一プロジェクトに誘導炉を使った鋳鉄部品生産、または鍛鉄部品からの連続した加工工程を有していなければならない。

[法人税免除特典期間] 7年

4・1・3、金属部品を含む金属製品の生産事業

[要件] 同一プロジェクトに非鉄金属の圧延、プル、鋳造または鍛造からの連続した加工工程を有する場合。

[法人税免除特典期間] 5年

[要件] マシニング及びスタンピングのような加工工程を有する場合。

[法人税免除特典期間] 2年

4・5、機械、機器、部品の生産事業

4・5・1、工学的デザインを有する機械及び／または自動設備の生産事業

[要件] 組み込みシステムによる作動制御システム設計工程を有していなければならない。

[法人税免除特典期間] 8年

4・5・2、機械、機器、または部品の生産事業及び／または金型修理事業

[要件] 部品加工工程及び／または工学的設計工程を有していなければならない。

[法人税免除特典期間] 7年

4・5・3、機械、及び／または機械設備の組立事業

[要件] 委員会が承認したところに基づく組立工程を有していなければならない。

[法人税免除特典期間] 5年

4・8、輸送機械部品の生産事業

4・8・4、輸送機械用タイヤの生産事業

[要件] なし

[法人税免除特典期間] 8年

4・8・5、その他輸送機械部品の生産事業

[要件] なし

[法人税免除特典期間] 2年

4・9、造船または船舶修理事業

4・9・1、500グロストン以上の造船または船舶修理事業

[要件] 操業開始日から2年以内にISO14000標準規格に基づく品質システム証明書を取得しなければならない。

[法人税免除特典期間] 8年

4・14、建設用または産業用金属構造の生産事業（Fabrication Industry）、または石油産業用プラットフォームの修理事業

4・14・1、工学的設計工程を有する建設用または産業用金属構造の生産事業（Fabrication Industry）

- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 7年
- 4・14・2、建設用または産業用金属構造の生産事業 (Fabrication Industry)、または石油産業用プラットフォームの修理事業
- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 5年

第5章 電機・電子工業

- 5・1、電機が生産事業
- 5・1・2、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機が生産事業
- [要件] エネルギー省の省エネ・ラベル5レベルの高効率の標準規格、または同等の他のエネルギー標準規格を得た製品でなければならない。
- [法人税免除特典期間] 5年
- 5・1・3、その他の電機が生産事業
- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 2年
- 5・2、電機の部品及び／または関連機器、もしくは電機に使用する部品及び／または関連機器が生産事業
- 5・2・1、パワー・インバータが生産事業
- 5・2・1・2、その他のパワー・インバータが生産事業
- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 5年
- 5・2・2、LED電球が生産事業
- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 5年
- 5・2・4、ワイヤ・ハーネスが生産事業
- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 2年
- 5・2・5、その他の電機部品の生産事業
- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 2年
- 5・3、エレクトロニクス製品の生産事業
- 5・3・5、映像及び音響 (Audio and Visual Product) 製品の生産事業
- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 5年
- 5・4、エレクトロニクス部品及び／または機器、もしくはエレクトロニクス製品に使用する部品及び／または機器の生産事業
- 5・4・17、映像及び音響製品 (Audio Visual Product) 用部品の生産事業
- [要件] なし
- [法人税免除特典期間] 5年
- 5・7、ソフトウェア事業

5・7・2、エンタープライズ・ソフトウェア及び／またはデジタル・コンテンツ開発事業

デジタル・コンテンツとは、

- アニメーション、漫画&キャラクター
- コンピュータ制作イメージ（CGI）
- ウェブベースド・アプリケーション、及びクラウド・コンピューティング
- イントラアクティブ・アプリケーション
- ゲーム：ウィンドウズ・ベースド、モバイル・プラットフォーム、コンソール、PDA、オンラインゲーム（MMOG）など

-ワイヤレス・ロケーション・ベースド・サービス・コンテンツ

-ビジュアル・エフェクト

-マルチメディア・ビデオ・カンファレンシング・アプリケーション

-ブロードバンド、マルチメディア経由Eラーニング・コンテンツ

〔要件〕 1、情報技術開発面の人件費は年間150万バーツ以上でなければならない。

2、投資奨励委員会事務局が定めた、または承認したソフトウェア開発工程を有していなければならない。

3、（土地代と回転資金を含まない）1000万バーツ以上の投資プロジェクトは、操業開始日から2年以内に、国家ソフトウェア産業振興事務局から標準保証書、または能力成熟度モデル統合（CMMI）もしくは同等の品質システム保証書を得るようにしなければならない。もしできない場合は私法人所得税免除の特典を1年間取り消す。

4、奨励を受けたソフトウェア事業に直接関わる業績としての販売またはサービス提供からの所得は、投資奨励を受ける所得であるものとみなす。

〔法人税免除特典期間〕 7年（免除を受ける法人所得税額は定めない）

第6章 化学品・プラスチック・紙

6・6、工業用プラスチック製品の生産事業

〔要件〕 プラスチック加工工程がなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 2年

6・8、リサイクル・プラスチック製品の生産事業

〔要件〕 国内由来のみのプラスチック廃材からの加工工程がなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 5年

6・10、医薬の生産事業

〔要件〕 1、現代医薬（西欧式医薬）である場合は、操業開始日から2年以内にPIC/S指針に基づきGMP標準保証を受けなければならない。

2、伝統医薬である場合は、操業開始日から2年以内にGMP標準保証を受けなければならない。

3、既存事業の改善である場合は、既存機械をプロジェクトで使用することを許可するが、プロジェクトの投資価値に含めることはできない。

〔法人税免除特典期間〕 2年

6・14、印刷物の生産事業

6・14・1、デジタル印刷物の生産事業

〔要件〕プロジェクト内でデジタル・メディア・ソフトウェアを使用する印刷工程、及び印刷デザインを有していなければならない。

〔法人税免除特典期間〕 7年

6・14・2、一般印刷物の生産事業

〔要件〕なし

〔法人税免除特典期間〕 2年

第7章 サービス及び公共ユーティリティ事業

7・4、ロジスティック・サービスセンター事業

7・4・1、最新システムによる商品ディストリビューションセンター事業(DC)

〔要件〕1、1000万パーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、最新コンピュータ・システムにより管理する商品保管場があるようにしなければならない。

3、プロジェクトの価値に基づく追加特典は申請できない。

〔法人税免除特典期間〕 2年

7・20、タイ映画制作事業

〔要件〕1、タイ映画制作には物語映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション映画を含むが、広告映画は含まない。

2、法人所得税免除を受ける所得には以下を含める。

2・1、CD、VCD及びDVDなど諸形態での映画販売を含む著作権販売からの所得。

2・2、映画館、及び配給者から分配された所得。

〔法人税免除特典期間〕 7年

7・21、映画制作サービス事業

〔要件〕以下のサービス提供の枠組を有するストーリー映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション映画、及び広告映画を含む映画制作事業へのサービス。

1、撮影機器のレンタル・サービス、及び／または撮影カメラ、カメラの移動支援機器、照明機器などのようなメイン機器を有する撮影。

2、フィルム現像機、フィルム・プリント機、デジタル映画ファイル複製機などのような機器を有することによる映画フィルム現像及びプリント、または映画ファイル複製サービス。

3、デジタル録音セット、デジタル音声編集セット、デジタル音声ミキシングセットなどのようなメイン機器を有することによる音声映像記録サービス。

4、映像技術サービスは、映像編集機、デジタル特殊技術構成機器など、カメラ本体では不可能な特殊撮影機械及び設備がなければならない。

5、タイ国内で撮影する外国映画に対するコーディネート・サービス。このときサービスには公的な許可申請、撮影地、人材、撮影機器の探索、連絡を含む。

6、映画及びテレビ番組撮影所の賃貸サービス。

〔法人税免除特典期間〕 7年

7・23、観光支援事業

7・23・1、ホテル事業

〔要件〕 1、部屋数が20室以上、または（土地代・回転資金を含まない）投資金が1部屋につき200万バーツ以上なければならない。

2、以下の特典を得る。

-特別投資奨励ゾーン20県を事業地とする場合

〔法人税免除特典期間〕 5年

-その他のゾーンを事業地とする場合（プロジェクト価値に基づく追加特典を得ることはできない）。

〔法人税免除特典期間〕 2年

以下のエリアに事業地がある場合は特典を受けることはできない。

（1）クラビー県、パンガー県、プーケット県、バンコク都

（2）コサムイ郡、チャアム郡、ムアン・チェンマイ郡、フアヒン郡、ハジヤイ郡、パタヤ市。

第二項 プロジェクトの価値に基づく追加特典（Merit-Based Incentives）

国または工業全体に利益となる投資もしくは事業への支出を誘致、刺激するために、委員会は以下のようにプロジェクトの価値に基づく追加特典を定める。

二・一、競争力開発のため、以下の投資、支出があった場合。

（一）研究・開発、テクノロジー・イノベーション。このとき自ら実施するか、国内の他者を雇用するか、または国外の機関と共同で研究・開発するかは問わない。

（二）テクノロジー及び人材の開発基金、教育機関、特定研修センター、研究所、または委員会が承認したところに基づく科学・技術面の国内の国家機関への支援。

（三）国内で開発された技術の権利使用料。

（四）高度技術面の研修。

（五）製品及びパッケージの設計デザイン。このとき自ら実施するか国内の他者を雇用するかは問わず、委員会の承認に基づく。

ここに詳細は事務局が定めた原則に従う。

追加で得る特典は以下のようになる。

（一）初期投資または支出が合計して、最初の3年間の合計売上の0・5%以上あれば、法人所得税免除を1年追加するが、合計して8年を超えない。

（二）初期投資または支出が合計して、最初の3年間の合計売上の1%以上あれば、法人所得税免除を2年追加するが、合計して8年を超えない。

（三）初期投資または支出が合計して、最初の3年間の合計売上の1・5%以上あれば、法人所得税免除を3年追加するが、合計して8年を超えない。

ここに追加で免除を受ける法人所得税額は、第二・一項（一）に基づく投資金及び支出の200%まで、第二・一項（二）～（五）に基づく投資金及び支出の100%までとする。

二・二、ガラシン、チャイヤプーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリラム、プレー、マハサラカム、ムクダハーン、メーホンソン、ヤソートン、ロイエット、シーサケート、サコンナコン、サケーオ、スコータイ、スリン、ノンブアラムプー、ウボンラチャタニ、アムナートジャルーンの20県に事業地を設けるのであれば、法人所得税免除期間を3年間追加するが、合計で8年を超えない。ここに8年間の法人所得税免除を受ける事業であれば、法人所得税免除期間が終了した日から5年間、投資から得られた純利益について50%の比率で法人所得税の減税措置が受けられる。

第三項 要件

三・一、各プロジェクトの最低投資金は50万バーツ以上（土地代と回転資金は含まない）でなければならない。

三・二、タイ国籍を有する自然人が登録資本の51%以上の株式を保有していなければならない。

三・三、債務対資本比率は3対1を超えてはならない。

三・四、奨励申請プロジェクトにおいて、国内での中古機械価格計算で1000万バーツ以下の中古機械を使用することを許可する。このとき帳簿価格を使用し、プロジェクトで使用する機械の価値の50%以上の割合でメイン機械に新たに投資しなければならない。

三・五、奨励を受けた事業、奨励を受けていない事業を合わせて、奨励申請人は2億バーツ以下のネット恒久資産、または土地代と回転資金を含めない投資金を有していなければならない。

第四項 特典

四・一、機械輸入税の免除。

四・二、第一・一項の業種リストに基づく法人所得税免除、及び第二項に基づくプロジェクト価値による追加特典を受ける。

四・三、仏暦二五五七年一二月三日付けの投資奨励委員会布告第2/2557号の原則に基づくその他特典。

第五項 仏暦二五六〇年（西暦二〇一七年）一二月三十一日までに奨励申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五八年一月一日から。

仏暦二五五七年一二月二八日布告

（おわり）

●投資奨励委員会布告第2/2557号に基づくプロジェクト価値に基づく追加特典（Merit-Based Incentives）申請についての投資奨励委員会事務局説明

前文省略

第一項

プロジェクト価値に基づく追加特典（Merit-Based Incentives）の申請手順

一・一、Aグループ事業の追加特典申請人は、「競争力開発のための追加特典における奨励申請書添付書式」を提出しなければならない。このとき「奨励申請書」とともに提出することも、後に提出することもできる。

後から提出する場合、追加特典申請日に、第三一条に基づく法人所得税免除の特典が期間、法人所得税免除を受ける金額ともに残っていないなければならない。

一・二、Bグループ事業の追加特典申請人は、「奨励申請書」とともに「競争力開発のための追加特典における奨励申請書添付書式」を提出しなければならない。

一・三、追加特典を申請するプロジェクトの事業計画は、事務局から承認を受けなければならない。ここに承認を受けた事業計画に重要な変更、改定がある場合は、まず事務局の承認審査のためプロジェクト改定を申請しなければならない。

一・四、競争力開発のための投資金または費用、売上高との比較の審査においては、追加特典を申請するプロジェクトのみ比較審査する。

一・五、第一・三項の事業計画に基づく追加の法人所得税免除の計算に使う投資金または費用の金額計算は、Aグループ事業の場合、追加特典を受ける期間を含む法人所得税免除特典を受ける期間内における、追加特典申請添付書式を提出した日以降に生じた投資金または費用のみ数える。Bグループ事業の場合は追加特典申請書式を提出した日から3年間に生じた当該投資金または費用を数える。

第二項

追加特典申請の枠内にある投資金及び費用の種類

二・一、技術及び技術革新の研究・開発

二・一・一、自ら実施する、または国内の他者を使って実施する研究・開発の場合。すなわち以下の詳細を有する基礎工業研究、応用研究、試験開発、工学設計、及び電子設計。

(一) 経済価値を有する新知見を探するため、または既存の知見を前進させるための実践的、理論的、もしくはその他の実施。

(二) 基礎知識の活用の発見。

(三) フォーミュラの発見、応用活用のための工学設計及び電子設計。

(四) 新製品及び新製法の探求、選択のための実験。

(五) プロトタイプ、モデル、開発セットの工学設計、電子設計、建設、及び試験。

(六) プロトタイプ製品の開発。

(七) パイロット製造工程及び製造工場の構築。

(八) プロトタイプ製品開発またはパイロット製造工程の構築から来る新製品または新製造工程の瑕疵の変更解決のための技術上の活動。

(九) プロトタイプ製品開発またはパイロット製造工程の構築から来る新製品または新製造工程の研究・開発と直接関係するエンジニアリング及び機械設置。

(一〇) プロトタイプ製品開発またはパイロット製造工程の構築から来る新製品生産または新製造工程のための工学設計もしくは電子設計。

(一一) 既存の知識を使った新たな原料、器具、製品、製造工程、システム及びサービスの案出、または既存の製品、製造工程の改良。

(一二) 新たな製品またはサービスを生む、または性質面の顕著な改善、利用のある製品面及びサービス面の技術革新活動。ここに使用技術、機器、またはソフトウェアの変更も含む。

二・一・二、研究・開発の投資金または費用の項目は以下の詳細を有する。

(一) 賃金または月給

-研究者、研究助手、技師、ラボの分析担当者、プロジェクト常任の関係部門専門家、及び研究・開発プロジェクトに基づく実施のために雇用するその他の者の賃金または月給。ここに資格、知識は下回るが、研究・開発プロジェクトに関係する分野に直接従事するために、訓練を受けた者の賃金または月給も含む。

-アドバイザーの雇用、または研究・開発プロジェクトに基づく実施のための、器具または機器のデモンストレーションではない、専門家サービス利用の費用。

ここに賃金または月給には国税法典第四〇条（一）に基づく福利厚生も含む。

(二) 器具または機器の費用。

-通常の業務で使う器具または機器ではない、研究・開発プロジェクトに基づく業務で使用する様々な器具または機器の調達費用。

-研究・開発プロジェクトのための器具または機器の改修・修繕代、校正代、及び試用もしくは試験のための器具または機器の改造などのようなエンジニアリング作業にまつわる費用。

(三) 研究室として使用するための建物の建設費、改修または修理費。

(四) ラボラトリー・サービス利用費。すなわち分析、実験、モデリング、またはサンプリング。

(五) 研究・開発のための原料費または必要材費。

(六) 研究・開発プロジェクトに直接関係するタイ人の研修またはセミナー費用。このとき研究・開発部署の外部の国内外の研修またはセミナー派遣のみとし、研修またはセミナーに参加するための旅費も含める（飛行機を使う場合はエコノミー・チケット代のみ）。ここに研修またはセミナー参加者の特別手当、食費、及び宿泊費は含めない。

(七) 国内での研究・開発における外部の者の雇用費用。ここに研究・開発を引き受ける者は、技術研究・開発受託者リストについての所得税に係る財務省布告に基づく技術研究・開発受託者として許可を受けた者でなければならない。

(八) 研究・開発で使用する知的財産上の権利の購入、またはリース利用の費用。

(九) 研究・開発実績の国内外における知的財産保護申請の費用。ここに知的財産保護の顧問料及び毎年間の更新費用は含まない。

(一〇) プロジェクトに基づく研究・開発に係る、かつ上掲の費用に示されていない、以下のようなその他の直接的な費用。

-特許探索費、研究誌購読会員費、研究データベースのような研究のためのデータ取得費。

-独立専門家への報酬（顧問またはブループリントの内容証明の場合はその者の所得税納税の証拠を添付する）。

-ソフトウェアの権利使用許可書料金。

-ソフトウェアの追加ファンクション（Premium Support）料金。

-試験、フィールド実験、サンプル保管、及び試験データ保管における外部労働雇用費。

-研究・開発プロジェクト実施のデータとするためのマーケティング及び経済的研究雇用費。

-実験区画、実験棟、実験室の賃借代。

二・一・三、外国の機関との共同研究・開発の場合。

(一) 第二・一・一項に基づく研究・開発の枠内になければならず、研究・開発プロジェクトは国内での実施部分がなければならない。

(二) 追加の特典を申請する投資金または費用の項目は第二・一・二項に従わなければならない。ここに奨励を受けた者から生じた費用のみを数える。

(三) 外国での研究・開発プロジェクトに従事するタイの人材が当該プロジェクトの全人材数の50%以上いなければならない。

二・二、技術・人材開発面の基金への支援、及び科学・技術面の国内の教育機関、専門研修センター、研究所または国の機関への支援は、以下の費用項目を含む。

(一) 投資奨励委員会が承認した技術開発及び人材面の基金の支援金供与における費用。

(二) 研究開発のための、または事務局が承認したところの技能、技術、及び技術革新の能力開発を支援するための国内の教育機関、専門研修センター、研究所、または国の機関に対する資金、器具または機器の供与における費用。

二・三、国内で開発された技術の権利使用料

商業生産のための特許、著作権、企業秘密、商標、種苗保護、地理的表示などの知的財産法に基づく保証を受けた、タイ国籍者またはタイ国籍者が登録資本金の51%以上を保有する法人の研究・開発結果について、技術における権利と利益供与許可契約、または技術移転のためになされた契約によって生じる料金を意味する。ここに法人所得税免除特典を受けた期間内に生じた料金のみ数える。

二・四、高度技術研修（Advanced Technology Training）

二・四・一、追加特典申請の枠内にある研修の種類は、以下のいずれかの、または複数の指針に従わなければならない。

(一) 通常の業務研修ではなく、追加特典を申請する事業における技術開発及び技術革新に直接関係する高度技術面の研修でなければならない。

(二) タイ人への技術面の知識移転振興の目的を有する第(一)項に基づく高度技術面の研修でなければならない。取得する知識は追加特典申請人の業務にとって新規のものでなければならない。

(三) 研究・開発における各産業のタイ人またはタイの事業者に対する特別な技術的能力開発のため、もしくは製品品質レベル向上のための第(一)項に基づく高度技術面の研修でなければならない。

二・四・二、追加特典申請の枠内にある高度技術面の研修における投資金または費用とは、タイ人の研修で実際に生じた投資金または費用であり、それが社内での研修であるか社外の国内外での研修であるかを問わない。このとき研修に参加するための交通費も含める(飛行機の場合はエコノミーに限る)。ここに研修生の出張手当/食費、宿泊費は含めない。

二・五、登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有する国内の原料または部品生産者(Local Supplier)の開発

二・五・一、登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有する国内の原料または部品生産者の開発。

二・五・二、高度技術研修(Advanced Technology Training)の場合、研修の詳細、及び投資金または費用は第二・四項の原則に従う。

二・五・三、技術支援(Technical Assistance)の場合。

すなわち製品、もしくは工程の開発または改善、生産効率向上、製品標準レベル引き上げ、研究・開発のための実験室設置、製品の品質管理及び品質試験分析、及び技術面での情報支援または問題解決。ここに追加特典申請の枠内にある費用は以下の通り。

(一) 技術アドバイスにおける費用。

(二) 顧問、専門家、技術要員などのような技術的な人的支援における費用。

(三) 製品標準向上における費用。

(四) 国内の原料または部品の製造者の技能及び技術開発のための工具、機器、原料、もしくは部品調達における費用。

二・六、製品及びパッケージのデザイン

二・六・一、製品及びパッケージのデザイン。

すなわち工程の計画、部材の選択、及び諸構成部位を秩序あるもの、美しいものにするにより製品またはパッケージの形態を目標と関連付けて作り出すこと。さらには以下の主要工程(Design Process)により新規のものを作り上げること、既存のものを改変して違った性質を持たせたり、新たな効用をもたらしたりすることも含む。

(一) マーケット調査による方針設定、消費者研究、デザイン研究、持続性調査、または制度的なデータ分析。

(二) 製品またはパッケージの性質、目的、デザインの目的と事業の目標のバランスと連結を考慮したデザイン規定の定義及び設定。

(三) 形式及び雛形の開発、デザイン実行、性質の試験。

(四) デザイン作品の引渡し、製品またはパッケージの生産工程に入る前の準備。

二・六・二、製品及びパッケージのデザインにおける投資金または費用の報告の詳細は以下の通り。

(一) デザイナーの雇用費または月給。ここにプロジェクトに基づくデザイン面の支援要員も含める。

(二) タイ人である、またはタイ国籍者が登録資本金の51%以上を保有する法人である外部のデザイナーの雇用費。

(三) デザインに係るアドバイザーまたは専門家の雇用費。

(四) データベース購入、デザイン関係書籍の購入など、デザインのための情報収集費用。

(五) デザインにおける情報とするための研究費、研究雇用費。

(六) デザインで使用する道具または機器代。

(七) デザインで使用する原材料代。

(八) 参考にする相当量の製品サンプル代。

(九) 製品雛形 (Prototype) の開発費用。ここに開発における労働賃金も含める。

(一〇) デザイン面の新知識、デザイン管理 (Design Management) など、デザインに関する研修またはセミナー費用。ここに国内外のデザイン機関の研修またはセミナーへの派遣のみで、交通費も含めるが、飛行機の場合はエコノミー席のチケット代のみとする。研修、セミナー参加者の出張手当/食費、宿泊費は含めない。

(一一) デザインの国内外での知的財産保護申請における費用。ここに顧問料及び知的財産保護機関延長のための年次手数料は含まない。

(一二) 実験室及び実地での原料、資材及び製品の性質試験における費用。すなわち実験室サービス費用、実地試験費用、サンプル保管及び試験データ保管の費用。

ここに周知する。

(おわり)